

# **第 2 次射水市環境基本計画**

---

**【 案 】**

**平成 29 年 12 月**

## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| <b>第1章 計画の基本的事項</b>      | 1  |
| 第1節 計画の背景                | 1  |
| 第2節 計画策定の目的              | 2  |
| 第3節 計画の位置づけ              | 2  |
| 第4節 計画の範囲                | 2  |
| 第5節 計画の期間                | 3  |
| 第6節 計画の対象区域              | 3  |
| 第7節 計画の実施主体とその役割         | 3  |
| <b>第2章 射水市の概況</b>        | 4  |
| 第1節 自然的特性                | 4  |
| 第2節 社会的特性                | 7  |
| <b>第3章 望ましい環境像と施策の展開</b> | 15 |
| 第1節 望ましい環境像              | 15 |
| 第2節 施策の展開                | 15 |
| ■施策体系                    | 17 |
| (1) 健康で安全な生活環境の確保        | 19 |
| (2) 人と自然環境の共生            | 28 |
| (3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出  | 34 |
| (4) 循環型社会の構築             | 38 |
| (5) 地球環境の保全              | 44 |
| (6) 市民協働による環境の保全・創出      | 50 |
| <b>第4章 計画の推進と進行管理</b>    | 56 |

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の背景

#### (1) 計画策定の根拠

本市では、恵み豊かな環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、射水市環境基本条例（平成20年条例第5号）（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月から施行しています。射水市環境基本計画は、条例第11条第1項「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。」に基づき策定します。

#### (2) 計画改定の背景

本市では、条例の基本理念を踏まえ、平成22年3月に、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指して射水市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、各種の環境保全及び創造の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。第1次計画の策定から8年が経過し、環境保全及び創出の取組には一定の進展がみられています。一方、その間に環境に係る新たな法の施行や計画の策定・改定などがあり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある気候変動問題への対応、生物多様性の保全に向けた取組の推進などが求められており、本市においても、社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて新たな環境施策に取り組んでいくことが必要となっています。このような中、第1次計画が平成29年度で満了となることから、第1次計画の検証を踏まえながら、今後の環境対策の課題を明らかにするとともに、市民、事業者、行政が協力して取り組むべき方向性について整理する新たな「第2次射水市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

#### [ 射水市環境基本条例に定める環境の保全及び創造についての基本理念 ]

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
  - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 第2節 計画策定の目的

本計画は、世界規模で深刻化する気候変動問題などの環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、市民、事業者、行政が公平な役割分担と協働の下に、環境の保全及び創造に取り組むための指針となるものです。

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や指針との整合を図りながら、環境面から「第2次射水市総合計画」(平成26年度～35年度)におけるまちづくりの基本理念や将来都市像の実現を目指すものです。同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割を担い、本市における環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものとなります。

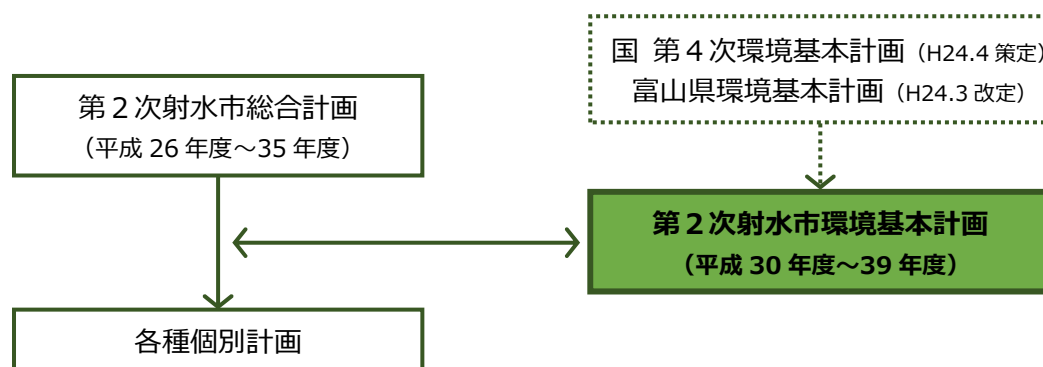


図 計画の位置づけ

## 第4節 計画の範囲

本計画の対象分野は、身近な環境から地球規模の環境までを総合的に捉えていくものとして、生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、市民協働の6分野とします。

表 環境基本計画の範囲

| 対象分野   | 具体的な内容                                               |
|--------|------------------------------------------------------|
| ①生活環境  | 大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、土壌環境、有害化学物質、海岸漂着物、ごみ不法投棄、環境衛生対策 など |
| ②自然環境  | 動植物、森林・里山、水循環（地下水、湧水等）、農地 など                         |
| ③快適環境  | 公園・緑地、景観・文化財 など                                      |
| ④循環型社会 | 廃棄物・リサイクル、バイオマス、食品ロス など                              |
| ⑤地球環境  | 地球温暖化、省エネルギー・新エネルギー、オゾン層・酸性雨 など                      |
| ⑥市民協働  | 環境学習・教育、環境保全・環境美化活動 など                               |

## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間とします。

ただし、環境の状況や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 第6節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、射水市の行政区域全域を基本とします。

ただし、市域を越えて広域的に協力して取り組まなければならない場合には、国・県や関係市町村との密接な連携のもと、施策を講ずることとします。

## 第7節 計画の実施主体とその役割

本計画の実施主体は、市、事業者、市民及び滞在者とします。

各実施主体がそれぞれの立場に応じ、次のような役割を担います。

### 【市の役割】

市は、よりよい環境づくりに向け、地域に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、市自らも、市民や事業者に対して模範となる行動に率先して取り組みます。

また、市民や事業者等が行う環境の保全及び創造に関する自主的な取組に対して支援や助言等を行い、地域あげて環境問題に取り組む体制を構築します。

### 【事業者の役割】

事業者は、社会的責任を自覚し、その事業活動が環境に与える影響が大きいことを深く認識し、事業活動に伴う環境への負荷を可能な限り低減するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に自主的に取り組みます。

また、地域社会の一員として、地域の環境保全活動や市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

### 【市民の役割】

市民は、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、自らのライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省資源・省エネに積極的に努めるなど、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に個人又は地域社会の一員として積極的に参加・協力します。

### 【滞在者の役割】

通学、通勤及び旅行等で本市に滞在する者は、市民の役割に準じ、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

## 第2章 射水市の概要

### 第1節 自然的特性

#### (1) 位置・地勢

- ・本市は、富山県のほぼ中央に位置し、東方は富山市、西方は高岡市、南方は砺波市と接し、北は富山湾が広がっています。市域面積は  $109.43 \text{ km}^2$  (うち可住地面積  $97.07 \text{ km}^2$  89%)、東西  $10.9 \text{ km}$ 、南北  $16.6 \text{ km}$  であり、富山県面積の約 2.6% を占めています。
- ・平成 17 年 11 月に新湊市および射水郡の全町村（小杉町、大門町、大島町、下村）の 5 市町村の合併により射水市が誕生しました。

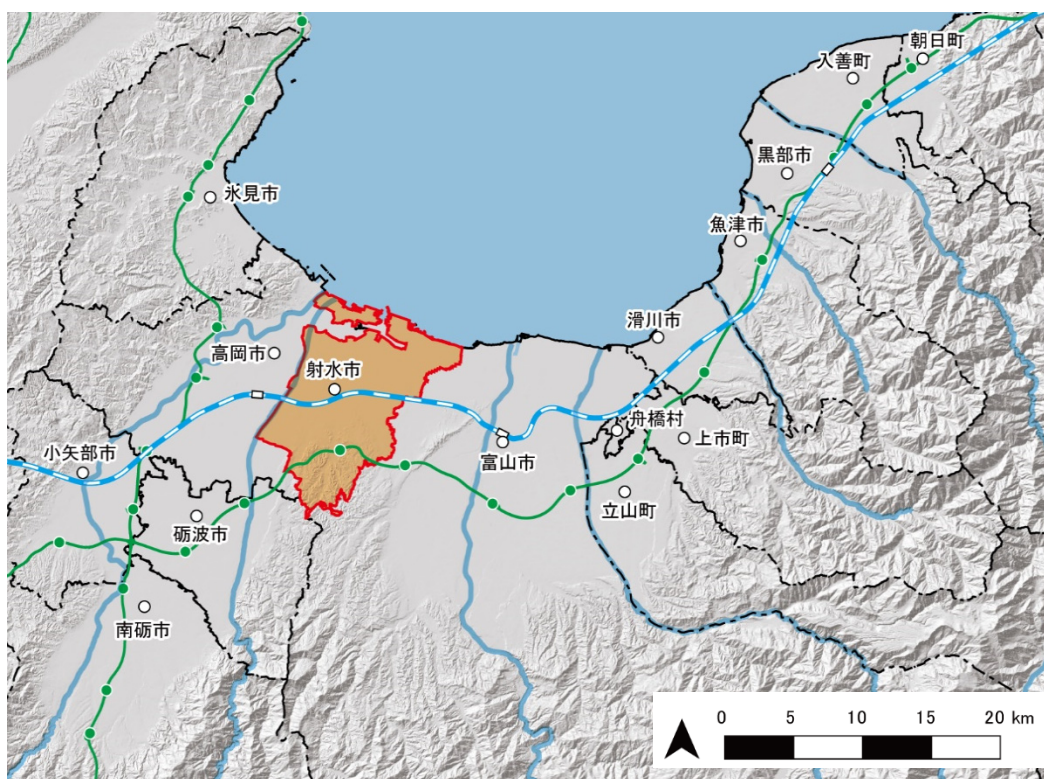


図 射水市の位置

#### (2) 地形・地質

- ・地形構造については、北部に富山湾、中央に射水平野、南部に射水丘陵を配し、標高 10 ~ 100m 前後の射水丘陵を背後に射水平野が広がる緩やかな地形であり、庄川、下条川などの河川が日本海へと注いでいます。
- ・地質構想については、飛騨変形岩類とジュラ紀の手取層が基盤となり、その上に海成の砂岩、泥岩からなる第三紀層、礫及び砂泥層を主体とする洪泥互層を主体とする沖積層からなっています。



図 地形・水系

### (3) 気象

- ・近年の本市の気象をみると、年間の平均気温は 14.0～14.9 、最高気温 37.9 、最低気温-5.7 、平均湿度は 76～79%、平均風速は 2.6～2.7m/s、年間降水量は約 2,060～2,840mm であり、暖温帯に属し、降水量が比較的多いのが特徴となっています。

表 気温、年間降水量の推移

| 項目        | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平均気温(℃)   | 14.5  | 14.2  | 14.1  | 14.5  | 13.8  | 14.0  | 14.2  | 14.0  | 14.6  | 14.9  |
| 最高気温(℃)   | 18.7  | 18.2  | 18.2  | 18.5  | 17.8  | 17.9  | 18.5  | 18.2  | 18.6  | 19.0  |
| 最低気温(℃)   | 11.0  | 10.8  | 10.7  | 11.1  | 10.3  | 10.7  | 10.7  | 10.5  | 11.1  | 11.4  |
| 平均風速(m/s) | 2.6   | 2.6   | 2.6   | 2.7   | 2.6   | 2.7   | 2.6   | 2.6   | 2.6   | 2.7   |
| 平均湿度(%)   | 73    | 77    | 76    | 79    | 80    | 79    | 77    | 76    | 79    | 79    |
| 年間降水量(mm) | 1,961 | 2,101 | 2,163 | 2,666 | 2,496 | 2,235 | 2,844 | 2,501 | 2,061 | 2,146 |

資料：射水市統計書

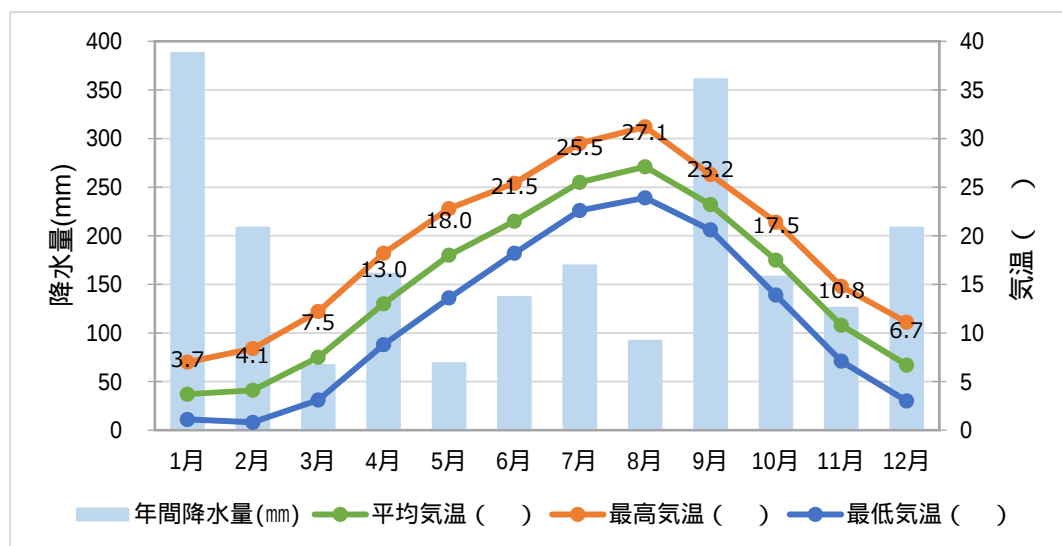


図 気温、降水量 (平成 28 年)

### (4) 土地利用

- ・射水平野は、かつては現在の中部まで入江が進入していたと推定されますが、庄川や下条川などの河川が運搬した土砂によって埋められ、放生津潟を形成しました。放生津潟には多くの河川が流れ込み、排水不良の水郷地帯であったことから、農耕は増水による冠水に悩まされていましたが、昭和 38 年(1963 年)から昭和 51 年(1976 年)に国営射水平野農業水利事業が行われ、射水平野は肥沃な乾田農地へと生まれ変わりました。また、昭和 39 年(1964 年)の富山・高岡新産業都市の指定を契機に、富山新港の建設が進められ、放生津潟は昭和 43 年(1968 年)に富山新港として開港しました。
- ・丘陵地帯では、富山新港臨海工業地帯をはじめとした周辺地区のベッドタウンとして、昭和 39 年(1964 年)に日本海側最大級の太閤山ニュータウンの建設が始まり、北陸自動車道の小杉 - 砺波間が昭和 48 年(1973 年)に、富山 - 小杉間が昭和 50 年(1975 年)に開通しました。昭和 58 年(1983 年)には、小杉町と大門町が「富山テクノポリス」区域に指定されて流通業務団地が形成されるなど、市内各地に多くの工業団地が整備されています。

表 市街地区別土地利用現況

(単位:ha)

| 市街地区分   | 自然的土地利用 |       |           |         | 都市的土地利用 |       |       |       |         |            |         | 合計      |
|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|-------|-------|-------|---------|------------|---------|---------|
|         | 田・畑     | 山林    | 水面・海浜・河川敷 | 小計      | 住宅用地    | 商業用地  | 工業用地  | 施設用地等 | 道路・鉄道用地 | その他都市的土地利用 | 小計      |         |
| 市街化区域   | 109.6   | 21.5  | 169.3     | 300.4   | 685.6   | 114.5 | 523.6 | 226.6 | 416.8   | 286.0      | 2,253.1 | 2,553.5 |
| 市街化調整区域 | 3,872.2 | 473.1 | 636.6     | 4,981.9 | 624.5   | 90.5  | 210.3 | 164.7 | 754.9   | 577.7      | 2,422.6 | 7,404.5 |
| 合計      | 3,981.8 | 494.6 | 805.9     | 5,282.3 | 1,310.1 | 205.0 | 733.9 | 391.3 | 1,171.7 | 863.7      | 4,675.7 | 9,958.0 |

資料: 土地利用現況調査

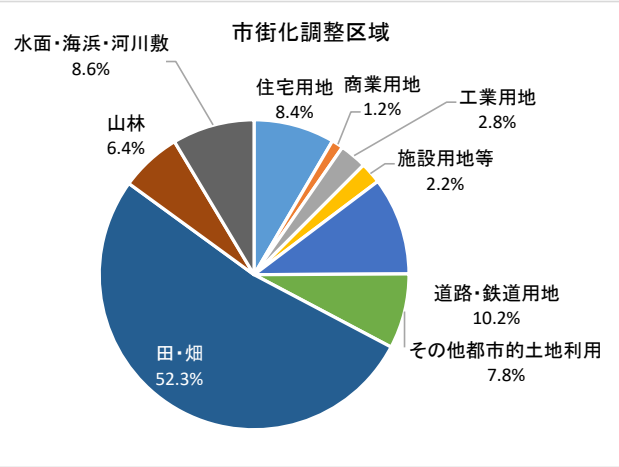
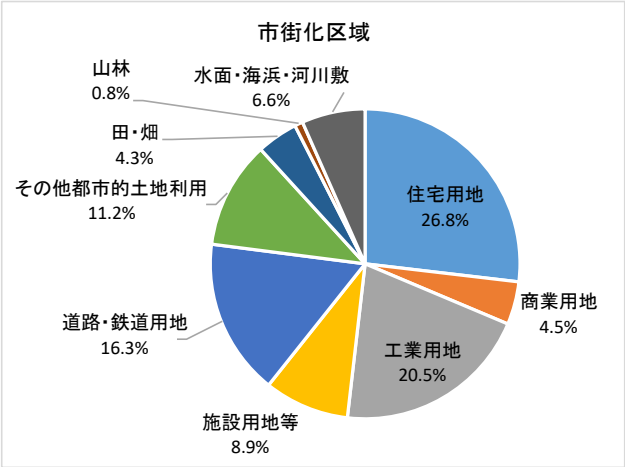


図 市街地区別土地利用

※土地利用基礎調査のデータを基に、道路用地と交通施設用地を道路・鉄道用地、農林漁業施設用地と公共空地とその他公的施設用地とその他空地をその他都市的土地利用、田と畑を田・畑、水面とその他の自然地を水面・海浜・河川敷とした。

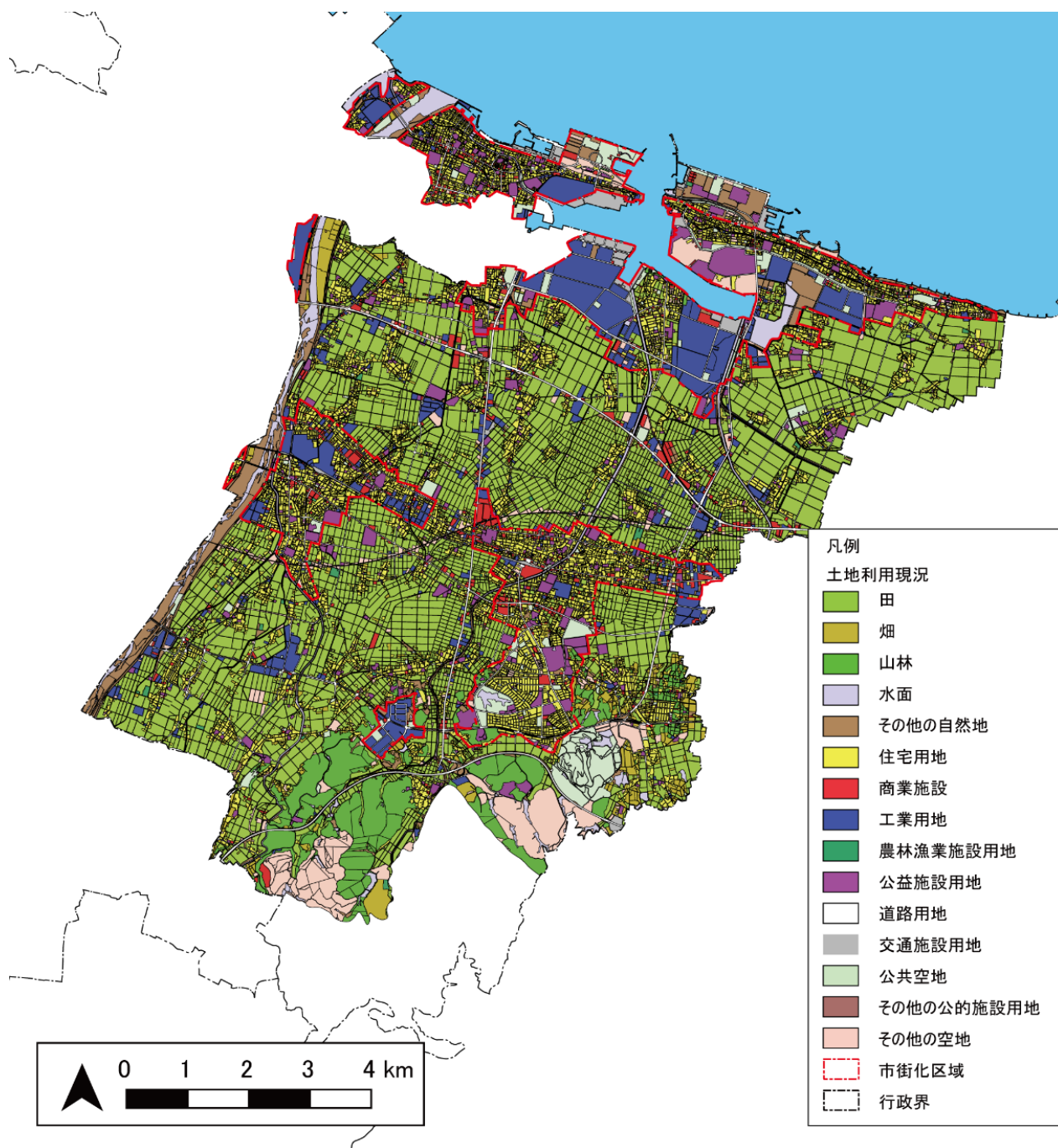


図 土地利用現況図

## 第2節 社会的特性

### (1) 人口・世帯数

- ・本市の平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は 91,999 人、世帯数は 32,540 世帯であり、1 世帯当たり人員は 2.83 人です。近年の人口動向をみると、平成 19 年（2007 年）の 94,648 人までは、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向で推移していましたが、その後は減少傾向での推移が続いています。人口動態についてみると、自然動態が - 250 ～ - 300 人、社会動態が - 190 人 ～ + 50 人程度で推移し

ています。一方、世帯数については、人口が減少傾向に転じた後も、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向が続いています。

- ・年齢別人口については、年少人口（0～14歳）12,368人（13.4％）生産年齢人口（15～64歳）53,154人（57.6％）老年人口26,457人（28.7％）であり、少子高齢化傾向が続いています。（平成27年国勢調査）
- ・地区別人口については、新湊地区34,148人（36.3％）小杉地区33,816人（36.0％）大門地区13,075人（13.9％）大島地区11,072人（11.8％）下地区1,939人（2.1％）となっています。（住民基本台帳H28.10.1）

表 人口・世帯数の推移

| 年次    | 人口(人)  | 世帯数(世帯) |
|-------|--------|---------|
| 平成7年  | 92,981 | 26,710  |
| 平成8年  | 93,051 | 27,069  |
| 平成9年  | 93,076 | 27,325  |
| 平成10年 | 93,063 | 27,626  |
| 平成11年 | 93,371 | 28,058  |
| 平成12年 | 93,503 | 28,260  |
| 平成13年 | 93,829 | 28,754  |
| 平成14年 | 94,011 | 29,189  |
| 平成15年 | 94,232 | 29,604  |
| 平成16年 | 94,240 | 30,063  |
| 平成17年 | 94,209 | 30,135  |
| 平成18年 | 94,460 | 30,687  |
| 平成19年 | 94,648 | 31,076  |
| 平成20年 | 94,579 | 31,418  |
| 平成21年 | 94,313 | 31,618  |
| 平成22年 | 93,588 | 31,246  |
| 平成23年 | 93,240 | 31,492  |
| 平成24年 | 92,831 | 31,719  |
| 平成25年 | 92,574 | 31,997  |
| 平成26年 | 92,086 | 32,234  |
| 平成27年 | 92,308 | 32,115  |
| 平成28年 | 91,999 | 32,540  |

資料：射水市統計書

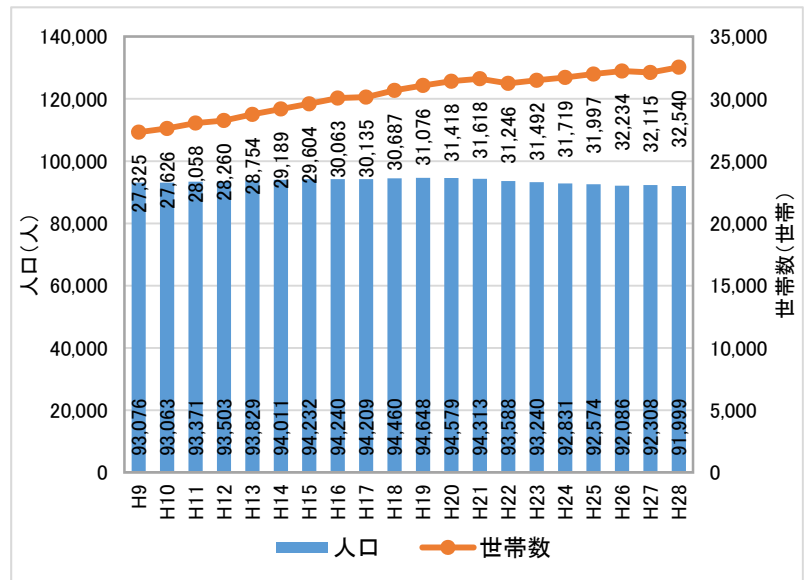


図 人口・世帯数の推移

表 年齢別人口

(単位: 人)

|                | 平成17年 | %    | 平成22年 | %    | 平成27年 | %    |
|----------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 0～14歳(年少人口)    | 13537 | 14.4 | 13315 | 14.2 | 12368 | 13.4 |
| 15～64歳(生産年齢人口) | 60847 | 64.6 | 57654 | 61.6 | 53154 | 57.6 |
| 65歳以上(老年人口)    | 19803 | 21   | 22399 | 23.9 | 26457 | 28.7 |
| 年齢不詳           | 22    | 0    | 220   | 0.2  | 329   | 0.3  |
| 総 数            | 94209 | 100  | 93588 | 100  | 92308 | 100  |

資料：国勢調査

表 人口動態

(単位: 人)

| 区 分    | 純増減  | 自然動態 |     |       | 社会動態 |       |       |
|--------|------|------|-----|-------|------|-------|-------|
|        |      | 自然増減 | 出生  | 死亡    | 社会増減 | 転入総数  | 転出総数  |
| 平成24年度 | -409 | -289 | 766 | 1,055 | -120 | 2,671 | 2,791 |
| 平成25年度 | -257 | -286 | 703 | 989   | 29   | 2,636 | 2,607 |
| 平成26年度 | -488 | -299 | 696 | 995   | -189 | 2,408 | 2,597 |
| 平成27年度 | -302 | -349 | 715 | 1,064 | 47   | 2,666 | 2,619 |
| 平成28年度 | -309 | -246 | 737 | 983   | -63  | 2,504 | 2,567 |

資料：富山県人口統計調査

注意：前年10月1日～9月30日

## (2) 産業・経済

- 平成 22 年における本市の就業者数は 46,802 人であり、内訳をみると、第 1 次産業が 1,134 人 (2.4%)、第 2 次産業が 14,900 人 (31.8%)、第 3 次産業が 30,021 人 (64.1%)、分類不能が 747 人 (1.6%) です。平成 7 年 (1995 年) の 50,557 人をピークに、減少傾向が続いています。

表 産業大分類別就業者数の推移

(単位:人)

|       | 第1次産業 | 第2次産業  | 第3次産業  | 分類不能 | 合 計    |
|-------|-------|--------|--------|------|--------|
| 平成12年 | 1,537 | 18,612 | 29,417 | 25   | 49,591 |
| 平成17年 | 1,483 | 16,685 | 30,825 | 164  | 49,157 |
| 平成22年 | 1,134 | 14,900 | 30,021 | 747  | 46,802 |
| 平成27年 | 1,099 | 14,449 | 30,472 | 585  | 46,605 |

資料: 国勢調査

### ① 農業

- 平成 27 年の農家経営体数は 709 経営体、経営耕地総面積は 342,570a であり、いずれも近年減少傾向となっています。稲作を中心に農産物が生産されています。

表 農業経営体数、経営耕地総面積の推移

(単位: 経営体、a)

|       | 農業経営体数 | 経営耕地総面積 | うち 田    |
|-------|--------|---------|---------|
| 平成12年 | 3,266  | 317,586 | 300,147 |
| 平成17年 | 1,876  | 345,194 | 333,668 |
| 平成22年 | 866    | 347,109 | 337,895 |
| 平成27年 | 709    | 342,570 | 336,257 |

資料: 農林業センサス

注意: 農業経営体は、販売農家のほか法人や営農組合等の任意の組織を含むもの。平成17年から採用された概念。

### ② 林業、漁業

- 平成 27 年の林家戸数は 103 戸、所有森林面積は 1,188ha であり、いずれも近年大きな変化はなく推移しています。
- 平成 25 年の漁業経営体数は 38 経営体であり、近年減少傾向にあります。漁業種類別についてみると、大型定置網、底引き網、釣り、刺網などが主となっています。

表 林家戸数、所有森林面積の推移

(単位: 戸、ha)

|       | 林家戸数 | 所有森林面積 |
|-------|------|--------|
| 平成17年 | 104  | 1,190  |
| 平成22年 | 105  | 1,176  |
| 平成27年 | 103  | 1,188  |

資料: 農林業センサス

表 漁業種類別経営体数の推移

(単位: 経営体)

|       | 主とする漁業種類別経営体数 |      |    |    |       |     |
|-------|---------------|------|----|----|-------|-----|
|       | 総 数           | 底びき網 | 刺網 | 釣り | 大型定置網 | その他 |
| 平成15年 | 61            | 10   | 9  | 20 | 10    | 12  |
| 平成20年 | 45            | 10   | 11 | 11 | 9     | 4   |
| 平成25年 | 38            | 9    | 5  | 6  | 10    | 8   |

資料: 漁業センサス

### ③ 工業

- 平成 26 年の工業の事業所数は 253 事業所、従業者数は 12,141 人、製造品出荷額等は約 4,837 億円です。近年、事業所数は横ばい、従業者数および製造品出荷額等は増加傾向で推移しています。

表 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位: 事業所、人、万円)

|         | 平成22年      | 平成23年      | 平成24年      | 平成25年      | 平成26年      |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業所数    | 258        | 287        | 257        | 259        | 253        |
| 従業者数    | 11,471     | 11,985     | 11,742     | 12,051     | 12,141     |
| 製造品出荷額等 | 42,831,897 | 43,840,136 | 45,663,346 | 45,181,121 | 48,366,826 |

資料: 工業統計調査

注意: 従業者4人以上の事業所が対象。各年12月31日現在。

### ④ 商業

- 平成 26 年の卸売業の商店数は 200 店、従業者数は 1,888 人、年間商品販売額は約 1,687 億円であり、直近では商店数、年間商品販売額は減少、従業者数は増加の傾向で推移しています。小売業については、商店数は 742 店、従業者数は 4,132 人、年間商品販売額は約 844 億円で、商店数は減少、従業者数、年間商品販売額は増加の傾向で推移しています。

表 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

(単位: 店、人、百万円)

|     |         | 平成14年   | 平成16年   | 平成19年   | 平成24年   | 平成26年   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数  | 商店数     | 1,593   | 1,466   | 1,301   | 985     | 942     |
|     | 従業者数    | 8,815   | 8,287   | 7,866   | 5,728   | 6,020   |
|     | 年間商品販売額 | 277,643 | 276,621 | 324,551 | 290,893 | 253,134 |
| 卸売業 | 商店数     | 227     | 250     | 243     | 205     | 200     |
|     | 従業者数    | 2,901   | 2,510   | 2,558   | 1,781   | 1,888   |
|     | 年間商品販売額 | 190,541 | 196,693 | 243,941 | 227,166 | 168,747 |
| 小売業 | 商店数     | 1,366   | 1,216   | 1,058   | 780     | 742     |
|     | 従業者数    | 5,914   | 5,777   | 5,308   | 3,947   | 4,132   |
|     | 年間商品販売額 | 87,102  | 79,928  | 80,610  | 63,727  | 84,387  |

資料: 商業統計調査

注意: 調査時点は平成24年は2月1日、平成26年は7月1日、その他は6月1日現在。

## (3) 社会基盤、エネルギー等

### ① 交通

#### ア. 道路

- 主要な道路網としては、東西に北陸自動車道、国道 8 号、主要地方道富山高岡線、主要地方道高岡小杉線が整備され、南北に国道 472 号が整備されています。
- また、都市計画道路は 33 路線、85,580m が都市計画決定されており、平成 24 年度末の整備済延長は 78,774m であり整備率は 92.0% となっています。大島 1 号線、大島 2 号線、大門 2 号線、大門 5 号線、小杉大江線の 5 路線が未着手路線となっています。(資料: H25 都市計画基礎調査)
- 市内の交通量については、近年は横ばい・微減の傾向にありますが、主要な幹線道路において混雑箇所が数箇所みられます。

- ・なお、自動車保有台数については、平成 27 年度は 80,078 台であり、増加傾向が続いており、平成 23 年度から 2.9%の増加となっています。

表 主要道路の混雑度

| 路線名<br>(地点) | 国道8号  | 国道415号 | (主)新湊庄川線 |      | (主)富山高岡線 |      |
|-------------|-------|--------|----------|------|----------|------|
|             | (沖塚原) | (庄川本町) | (善光寺)    | (島)  | (三ヶ)     | (若杉) |
| 平成17年       | 1.04  | 1.86   | 1.24     | 1.18 | 1.13     | 1.15 |
| 平成22年       | 1.33  | 1.50   | 1.03     | 0.94 | 1.15     | 1.18 |

資料：H17、H22道路交通センサス

注意：H22の混雑度は推計値

※混雑度とは設計交通量と実測交通量により算出される道路の混み具合を表す数値であり、1.00超は混雑する可能性を示している。



図 主要道路の混雑度

## イ. 公共交通

- ・あいの風とやま鉄道の平成 27 年度の年間利用者数は、小杉駅が約 112.1 万人、越中大門駅が約 33.0 万人であり、平成 25 年度から 26 年度にかけて一旦減少しましたが、26 年度から 27 年度には再び増加傾向に転じています。
- ・万葉線については、平成 27 年度の年間利用者数は約 118.5 万人であり、平成 26 年度までは微増傾向で推移していましたが、平成 26 年度から 27 年度にかけては減少となりました。

表 あいの風とやま鉄道 利用状況

| (単位:人) |           |         |
|--------|-----------|---------|
| 区 分    | 小杉駅       | 越中大門駅   |
| 平成23年度 | 1,115,250 | 289,149 |
| 平成24年度 | 1,149,809 | 285,195 |
| 平成25年度 | 1,158,512 | 295,962 |
| 平成26年度 | 1,022,760 | 280,247 |
| 平成27年度 | 1,121,374 | 330,485 |

資料: あいの風とやま鉄道株式会社

表 万葉線 利用状況

| (単位:回、人) |      |           |
|----------|------|-----------|
| 区 分      | 運行回数 | 利用者数      |
| 平成23年度   | 133  | 1,229,925 |
| 平成24年度   | 133  | 1,244,832 |
| 平成25年度   | 135  | 1,248,352 |
| 平成26年度   | 135  | 1,253,912 |
| 平成27年度   | 135  | 1,185,156 |

資料: 万葉線株式会社

注意: 運行回数は1日平均

- ・地域の足として、18路線のコミュニティバスとデマンドタクシーが運行されており、平成27年度の年間利用者数はコミュニティバスが18路線合計で約37.5万人、デマンドタクシーが1.4万人となっています。近年コミュニティバスは減少、デマンドタクシーは横ばいの傾向であり、コミュニティバスは過去5年間に8.4%減少しています。

表 コミュニティバスの利用状況

| (単位:人)              |         |         |         |         |         |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分                 | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  |
| 1.新湊・大門線            | 43,933  | 43,966  | 39,687  | 35,359  | 35,677  |
| 2.新湊庁舎・本江線          | 98,174  | 93,018  | 72,119  | 71,930  | 66,196  |
| 3.七美・作道経由庄西線        | 31,423  | 26,697  | 22,658  | 19,390  | 17,781  |
| 4.市民病院・塚原経由小杉駅線     | 6,546   | 5,271   | 3,957   | 4,049   | 3,122   |
| 5.新湊・越中大門駅線         | 18,021  | 21,965  | 22,130  | 24,085  | 25,099  |
| 6.新湊・呉羽駅線           | 13,662  | 17,014  | 16,559  | 15,088  | 14,743  |
| 7.新湊・小杉線            | 58,151  | 49,688  | 56,969  | 61,444  | 64,389  |
| 8.大島・小杉経由大門線        | 1,107   | 725     | 357     | 378     | 466     |
| 9.浅井・大門経由小杉駅線       | 2,064   | 1,710   | 1,875   | 1,991   | 2,223   |
| 10.櫛田・大門経由小杉線       | 1,114   | 244     | 339     | 356     | 509     |
| 11.小杉駅水戸田経由大門線      | 1,667   | 878     | 977     | 576     | 816     |
| 12.小杉駅・金山線          | 19,102  | 18,855  | 17,281  | 16,438  | 16,814  |
| 13.小杉地区循環線          | 22,650  | 24,435  | 25,064  | 24,522  | 24,087  |
| 14.小杉駅・太閤山線         | 60,381  | 62,084  | 56,827  | 55,984  | 58,799  |
| 15.小杉駅・白石経由足洗線      | 13,306  | 11,972  | 12,998  | 12,602  | 12,313  |
| 16.小杉駅・大江経由足洗線      | 16,479  | 15,782  | 15,723  | 14,709  | 13,692  |
| 17.海王丸パーク・ライトレール接続線 | 1,498   | 2,448   | 1,718   | 4,270   | 1,643   |
| 18.堀岡・片口経由小杉駅線      |         | 7,380   | 14,012  | 17,940  | 16,449  |
| 合 計                 | 409,278 | 404,132 | 381,250 | 381,111 | 374,818 |

資料: 生活安全課

表 デマンドタクシーの利用状況

| (単位:人) |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 年間利用者数 | 7,416  | 12,079 | 14,358 | 13,191 | 14,264 |

資料: 生活安全課

## ② 公園

- ・本市には149箇所、218.4haの都市公園が整備済となっています。大規模な公園が整備されているため、市民一人当たりの面積をみると約23.7㎡\*となり、県平均の15.2㎡及び全国平均の10.3㎡を大きく上回っています。

\*市民一人当たりはH29.10.1現在の人口91,999人に基づき算定

\*市民一人当たり: 富山県、都市計画公園・緑地の見直しガイドライン(H27)

\*県平均、全国平均: 国土交通省 都市公園データベース:H27年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況(H28.3)

表 都市公園の概況

| 種別   | 箇所数 | 面積(ha) | 割合     | 摘 要                                        |
|------|-----|--------|--------|--------------------------------------------|
| 広域公園 | 1   | 95.90  | 43.9%  | 県民公園太閤山ランド                                 |
| 都市緑地 | 19  | 33.16  | 15.2%  | 庄川左岸緑地、堀岡緑地、荒町緑地、内川緑地 等                    |
| 風致公園 | 1   | 19.70  | 9.0%   | 薬勝寺池公園                                     |
| 街区公園 | 113 | 19.93  | 9.1%   | 奈呉の江東公園、太閤山公園、和田川リンリン公園、大島南部公園、白石公園、立町公園 等 |
| 近隣公園 | 8   | 14.79  | 6.8%   | 三日曾根公園、薬勝寺池南公園、グリーンパークだいもん 等               |
| 地区公園 | 3   | 13.33  | 6.1%   | 大島中央公園、足洗潟公園、大島北野河川公園                      |
| 緩衝緑地 | 1   | 9.70   | 4.4%   | 県民公園新港の森                                   |
| 運動公園 | 1   | 9.36   | 4.3%   | 歌の森運動公園                                    |
| 歴史公園 | 1   | 1.58   | 0.7%   | 中山公園                                       |
| 緑道   | 1   | 0.95   | 0.4%   | いさりび緑道                                     |
| 合 計  | 149 | 218.40 | 100.0% |                                            |

資料：都市計画課、射水市都市計画マスタープラン

## ③ 上・下水道

- ・本市の上水道整備率は100%であり、普及率は平成27年度末で99.0%となっています。年間配水量は約1,079万 $\text{m}^3$ であり、給水区域人口の減少とともに排水量も減少傾向にあり、過去5年間に5.2%の減少となっています。
- ・また、下水道整備率（水洗化普及率）は、平成27年度末で公共下水道が92.0%、農業集落排水は96.9%となっています。

表 給水人口・給水量

| 区 分     | (単位：人、 $\text{m}^3$ 、栓) |            |            |            |            |
|---------|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
|         | 平成23年度                  | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     |
| 給水区域内人口 | 95,546                  | 95,186     | 94,684     | 94,404     | 94,147     |
| 給水人口    | 94,320                  | 94,034     | 93,614     | 93,407     | 93,172     |
| 普及率     | 98.7%                   | 98.8%      | 98.9%      | 98.9%      | 99.0%      |
| 年間配水量   | 11,386,729              | 11,383,327 | 11,304,029 | 10,945,545 | 10,794,516 |
| 年間有収水量  | 10,623,242              | 10,526,095 | 10,361,086 | 10,197,758 | 10,230,922 |
| 有収率     | 93.3%                   | 92.5%      | 91.7%      | 93.2%      | 94.8%      |
| 年度末給水栓数 | 33,966                  | 34,099     | 34,326     | 34,520     | 34,653     |

資料：上下水道業務課

## ④ 電力

- ・本市の平成27年度の使用電力量は、電灯が約24.8万kW、電力が135.5万kWであり、合計で160.3万kWとなっています。契約口数は増加が続いていますが、使用電力量は減少の傾向にあり、過去5年間に2.9%の減少となっています。

表 電力需要状況

| 区 分    | 総数     |           | 電灯     |         | 電力    |           |
|--------|--------|-----------|--------|---------|-------|-----------|
|        | 契約口数   | 使用電力量     | 契約口数   | 使用電力量   | 契約口数  | 使用電力量     |
| 平成23年度 | 60,852 | 1,651,236 | 54,545 | 258,179 | 6,307 | 1,393,057 |
| 平成24年度 | 60,986 | 1,645,930 | 54,811 | 260,088 | 6,175 | 1,385,842 |
| 平成25年度 | 61,314 | 1,631,789 | 55,261 | 259,786 | 6,053 | 1,372,003 |
| 平成26年度 | 61,632 | 1,633,732 | 55,684 | 255,241 | 5,948 | 1,378,491 |
| 平成27年度 | 61,797 | 1,603,153 | 55,990 | 247,809 | 5,807 | 1,355,344 |

資料：北陸電力嶺高岡支社

#### （４）歴史・文化

- ・本市には、豊かな歴史の中で育まれてきた数多くの伝統行事や有形・無形の文化財があり、国・県・市指定文化財が 136 件、国登録有形文化財が 5 件の合計 141 件の指定文化財・登録文化財があります。そのうち、環境との関わりの深い名勝（庭園、海浜、山岳等が対象）が 3 件、天然記念物（動物、植物及び地質鉱物等が対象）が 10 件となっています。（平成 27.4.現在）

## 第3章 望ましい環境像と施策の展開

### 第1節 望ましい環境像

- ・総合計画での将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向けては、環境は重要な基盤であり、本市の恵み豊かな環境を、経済発展との両立を図りながら、良好な状態で将来世代へと引き継いでいくことができる持続可能性の高い社会づくりが求められています。
- ・そのような社会づくりに向けては、市民、事業者、行政等の全ての主体がその思いを共有しながら、適切な役割分担と連携のもとに取組を進めていくことが重要です。
- ・以上から、本計画（第2次基本計画）における目標とする環境像については、第1次基本計画の「**未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず**」を継承することとし、市民一人ひとりの行動により、本市の豊かな自然を守り・育み、未来につなげていくことを目指します。

**「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」**

### 第2節 施策の展開

- ・望ましい環境像の実現を図るため、**生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、市民協働の6分野に関して基本目標を掲げ**、それぞれについて施策を展開していきます。
- ・また、これからの環境施策の展開にあたっては、豊かな自然や良好な生活空間を保全し、快適な日常生活を維持・創造していくことに加えて、環境の観点から新たな技術の開発や産業の創出が進められ、地域の環境資源・特性を活かした経済成長や活性化に結び付けていくという、「**環境と経済の両立**」及び「**環境を資源として活用**」の考え方を重視して**施策を展開**し、持続可能性の高い社会の実現を目指していきます。



■ 施策体系



## (1) 健康で安全な生活環境の確保

### ■方向性

日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減、及び自然界の健全な物質循環の確保に努めていきます。人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある大気、水、土壌等の汚染を未然に防止し、安全な生活環境の確保を図り、未来に受け継いでいきます。

### ■将来イメージ

- 人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害は未然に防止され、良好な生活環境が保全されています。
- 日常生活や事業活動において、一人ひとりが、自分達を取り巻く大気、水、土壌などの身近な環境に悪影響を及ぼすことのないよう考慮して行動しています。
- 身近な環境を良好な状態に保つために、住民や地域が主体となって自然環境保全や環境美化等に取り組んでいます。

### ■進捗管理指標

| 指 標                                                               | 基準値 (H28) | 目標値 (H39) | 備 考              |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------------|
| ①★◆大気環境基準の達成率<br>一般3箇所__二酸化硫黄等の4項目、<br>自動車排ガス2箇所__二酸化窒素等3項目       | 100%      | 100%*     | *総合計画での目標値(H35)  |
| ②★◆水質環境基準の達成率<br>河川11箇所__BOD(生物化学的酸素要求量)、<br>海域5箇所__COD(化学的酸素要求量) | 100%      | 100%*     | *総合計画での目標値(H35)  |
| ③◆騒音環境基準の達成率                                                      | 100%      | 100%*     | *総合計画での目標値(H35)  |
| ④★◆水洗化・生活雑排水処理率                                                   | 92.5%     | 93.2%*    | *廃棄物計画での目標値(H38) |
| ⑤★ごみの不法投棄件数(発見報告数)                                                | 48件/年     | 33件/年以下   | 過去5年間の平均以下を目指す。  |
| ⑥海岸漂着ごみ清掃活動数                                                      | 10件/年     | 増加        |                  |

注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

## ■基本施策と主な取組

### 1. 大気汚染対策

#### 現状と課題

- ・市内の大気環境の観測については、一般環境観測局 3 箇所、自動車排出ガス観測局 2 箇所を実施している。一般環境観測局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント濃度を常時測定しており、自動車排出ガス観測局では、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を常時測定しています。
- ・平成 27 年度の大気環境の測定結果では、大半の環境基準について達成していますが、引き続き環境基準の達成維持のみならず、大気環境の質的な向上に努めていく必要があります。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）については、長期評価においては環境基準を達成しており、平成 26 年度をピークに全体としては下降（改善）の傾向にありますが、今後とも国、県との連携を図りながら、実態の把握と対策の検討を進めていく必要があります。
- ・光化学オキシダントについては、これまで環境基準（1 時間最高値）を達成しておらず、また直近の年最高値は漸増傾向にもあることから、その原因物質である揮発性有機化合物の排出削減を進める必要があります。国、県との連携を図りながら、事業者の自主的な取組の促進に向けた支援等の措置を講じていく必要があります。
- ・今後、石綿（アスベスト）が使用されている建築物の解体工事等が増加すると見込まれることから、適正な除去に関する情報提供や意識啓発について取組を進める必要があります。

#### 取組の方針

- 大気質の監視と情報提供の充実を図ります。
- 大気質に影響を及ぼす恐れのある大規模工場等に対する指導の徹底を図ります。
- マイカー使用から公共交通や自転車利用への移行を促進します。
- 低公害車の普及とエコドライブを促進します。

#### 【市民の取組】

- 自家用車には低公害車の導入を検討します。
- マイカーの利用をできる限り減らし、公共交通や自転車を利用します。
- 無駄なアイドリングや急発進などをしない、エコドライブを行います。
- 廃棄物（生活ごみ）の野焼き（野外焼却）は行いません。

#### 【事業者の取組】

- 業務用車両の低公害車の導入に努めます。
- 排気及び排水管理を徹底し、法律の規制基準を遵守します。
- 通勤での公共交通、自転車の利用を推進します。

- 業務車両での積載量の適正管理、車両整備を徹底します。
- 無駄なアイドリングや急発進、過積載などをしない、エコドライブを行います。
- ばい煙発生施設や集じん装置などの適正な維持管理を行います。
- アスベスト含有建築物の解体を適正に実施します。

## 【市の取組】

### ① 大気環境の負荷の低減

| 具体的な取組  | 内容等                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定発生源対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法に基づき規制の対象となっているばい煙施設等に対して、排出基準の順守徹底の指導を行います。</li> <li>・ 法規制の対象外の中小施設に対しては、焼却施設等の適正な運転・管理の指導を行います。</li> </ul>                                                                                    |
| 移動発生源対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車から公共交通への転換を促進します。</li> <li>・ 公用車には低公害車の導入を進めます。</li> <li>・ 低公害車の普及に向けた情報提供及び購入補助を実施します。</li> <li>・ アイドリング・ストップなど、エコドライブに関する意識啓発を進めます。</li> <li>・ 射水市公共交通プランに基づき、公共交通機関（鉄道・バス）の利用を推進します。</li> </ul> |

### ② 大気質の監視と情報提供

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気汚染状況の監視         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気質（一般環境観測局__二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント濃度、自動車排出ガス観測局__一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の常時監視を継続実施し、大気汚染の未然防止に努めます。</li> <li>・ 有害大気汚染物質による汚染実態の調査監視を定期的実施し、被害の未然防止に努めます。</li> <li>・ 国、県との連携を図り、新たな環境汚染物質や環境基準などに関する情報の収集に努めます。</li> </ul> |
| 汚染防止に向けた情報提供、意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。</li> <li>・ 環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                       |
| アスベスト飛散防止対策       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベストを使用した建物の解体・処理現場での適切なアスベスト飛散防止対策の実施を指導します。</li> </ul>                                                                                                                                                                        |

## 2. 水質汚濁対策

### 現状と課題

- ・ 市内の水質環境の観測については、5 河川 11 箇所、4 海域 5 箇所を実施しており、75%水質値で見れば、全ての測定箇所環境基準を達成しています。その他、主要な河川での窒素・りん調査、ため池での COD 調査、ゴルフ場や産業廃棄物処分場周辺等での排水調査を実施しています。

- ・公共用水域の環境基準を達成・維持し、水質汚濁の拡大を未然に防止していくため、常時監視が必要とされる地域・地点での水質調査を、引き続き実施していく必要があります。
- ・水質環境は、おおむね良好ですが、観測の時期によっては、環境基準が未達成となる箇所もあり、地域が一体となって生活排水対策を主とした水質改善を更に進める必要があります。
- ・下水道については、面的整備はほぼ完了しているものの、水洗化・生活雑排水処理率は92.5%（H27年度）にとどまっており、下水道未接続世帯に対する接続指導を徹底していく必要があります。また、管路等施設の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減に向けた対策を進めていく必要があります。

#### 取組の方針

- 地域の状況に応じて、公共下水道の整備・接続ならびに合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 下水道、合併浄化槽の適正な維持管理を行い、放流水の水質管理を徹底します。
- 地域ぐるみの水質保全の取組を推進します。
- 水質調査を継続的に実施し、情報の提供・共有を進めます。

#### 【市民の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。
- 台所で調理クズや油分を流さないようにするなど、生活排水の汚れをできるだけ少なくします。
- 台所や洗濯で使う洗剤の適正量使用や水質への影響の少ない製品の使用に努めます。

#### 【事業者の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の污水处理施設の適正な維持管理を行います。
- 事業活動に伴う排水処理と監視を適切に実施し、放流水の水質管理を徹底します。
- 油の流出事故が発生しないよう日ごろからの管理を徹底します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。

#### 【市の取組】

##### ① 水環境の負荷の低減

| 具体的な取組    | 内容等                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活排水対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の整備の推進及び下水道への接続を促進します。</li> <li>・ 公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理のための指導・啓発を行います。</li> </ul> |
| 事業所等排水対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して排水の適正処理に関する指導・啓発を行います。</li> <li>・ 必要に応じて事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者の環境に対する配慮を促進します。</li> </ul>     |

| 具体的な取組   | 内容等                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------|
| 水質事故への対応 | ・ 有害物質や油等の流出の未然防止を徹底するとともに、被害を最小限に抑えるための対応を行います。         |
| 河川の浚渫の推進 | ・ 河川の水質保全を図るため、河床の汚泥や汚染物質の除去を行う浚渫を推進します。関係機関への働きかけを進めます。 |

## ② 水質の監視と情報提供

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水質汚染状況の監視と体制整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用水域等で継続的な水質調査を実施し、健全な水質環境が確保されるよう監視します。</li> <li>・ 産業廃棄物処理場周辺、大規模工場周辺、ゴルフ場周辺等での水質汚染の実態の調査監視を定期的実施し、被害の未然防止に努めます。</li> </ul>       |
| 汚染防止に向けた情報提供、意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。</li> <li>・ 環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。</li> </ul>                                          |
| 体制の整備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等が水質異常を発見した際の通報体制の強化と、迅速かつ的確な対応ができる体制を関係機関の連携のもとに推進します。</li> <li>・ 身近な水辺の水質に対する市民や事業者の関心を高め、地域ぐるみで水質の保全に取り組める体制を構築します。</li> </ul> |

## 3. その他の公害防止対策、環境衛生対策

### 現状と課題

- ・ 騒音・振動については、環境騒音 3 地区 10 地点、交通騒音・振動 9 路線 9 地点、工場騒音 6 工場 11 地点で測定を実施しており、全ての測定箇所で、環境基準を達成しています。環境基準の達成維持に努めていくとともに、規制基準のかからない施設への対策も求められています。
- ・ 悪臭については、悪臭発生の可能性がある 2 施設周辺において、臭気調査を実施しており、いずれも規制基準を達成しています。引き続き、悪臭発生の可能性のある工場・事業場等へ適正な管理を求めていく必要があります。
- ・ 土壌汚染については、廃棄物最終処分場の下流域の農地 4 箇所において土壌及び米の調査を実施しており、土壌及び米について全ての調査地点で環境基準を達成しています。土壌汚染の恐れがある工場・事業場の跡地等に対して、適切な対応を求めていく必要があります。
- ・ 地下水位については、2 箇所年間で年間を通じて観測が行われています。近年の年間水位は、大幅な変動はありませんが、冬期間は、道路・駐車場の消雪用に大量の地下水がくみ上げられるため、大きく低下します。節水を心掛け、地下水の保全に努める必要があります。また、道路消雪においては、道路消雪施設の改善を行うなど、取水時間の短縮や取水量の削減を図る必要があります。
- ・ ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質は、深刻な環境汚染、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れがあることから、環境リスクの低減に向けた取組を推進していく必要があります。

- ・平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生以降、国や県など関係機関とともに、空間放射線量のほか、降水、水道水、農林畜水産物、土壌等の放射性物質濃度の観測を実施しています。市民の放射能汚染に対する不安を払拭するため、測定結果を広く周知していくとともに、放射能物質に関する理解を深めていく必要があります。
- ・環境衛生対策として、空き地の管理や犬の飼い主のマナー向上に関する啓発などに引き続き取り組んでいく必要があります。

#### 取組の方針

- 騒音、有害化学物質、地盤沈下等に関する監視・測定の継続的な実施、情報提供の充実、防止対策の推進を図ります。
- ペットの糞の処理や敷地内の除草など、環境衛生保全対策の促進及び啓発活動を推進します。
- 公害苦情や健康・生活環境被害の相談に適切に対応できる体制の整備を進めます。

#### 【市民の取組】

- 騒音・振動\_\_近隣への騒音に配慮し、深夜・早朝の静穏を保ちます。
- 悪臭\_\_田畑への肥料散布等においては、悪臭が発生しないよう配慮します。
- 有害化学物質\_\_日常生活の中で使用する化学製品について正確な知識を持ちます。
- 有害化学物質\_\_農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。
- 放射性物質\_\_市内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について正しく理解し行動します。
- 土壌汚染\_\_土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下\_\_地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 環境衛生\_\_空き地を所有している場合、草刈や防除等、適時適切に管理を行い、害虫の発生を未然に防ぎ、周辺の居住環境に配慮します。
- 環境衛生\_\_犬等のペットを飼う場合は、マナーを守り周辺に迷惑をかけないように配慮します。
- 環境衛生\_\_住宅敷地の除草など、所有する敷地の維持管理に努めます。

#### 【事業者の取組】

- 全般\_\_事業所等の敷地周辺の環境整備を徹底し、周辺の居住環境に配慮します。
- 騒音・振動\_\_工事作業においては、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺の環境に配慮します。
- 騒音・振動\_\_特定施設の維持管理、防音・防振対策を適切に行います。
- 騒音・振動\_\_飲食店などにおいてはカラオケ騒音等が発生しないよう配慮します。
- 騒音・振動\_\_特定建設作業については届出を行い、規制基準を遵守して作業を行います。
- 悪臭\_\_有機溶剤など、悪臭の原因物質の適正処理・保管を行います。
- 悪臭\_\_家畜排せつ物の適正処理を行います。
- 有害化学物質\_\_化学物質の適正な使用・管理と情報提供を行います。
- 有害化学物質\_\_農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。

- 土壌汚染\_\_土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下\_\_地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 有害化学物質\_\_化学物質の排出量など、環境影響についての把握を行い、排出量削減に努めます。
- 環境衛生\_\_事業所敷地内の除草など、所有あるいは管理する敷地の維持管理に努めます。

## 【市の取組】

### ① 騒音、悪臭、有害化学物質、土壌汚染、地盤沈下等の防止対策

| 具体的な取組                | 内容等                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土壌汚染防止対策              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導を継続します。</li> <li>・ 農業生産者団体を通じて講習会などを実施し、農薬の適正使用・適正処理を指導します。</li> <li>・ 土壌汚染状況の調査が適切に行われるよう有害物質使用等の履歴がある土地の情報を整備します。</li> </ul>                                         |
| 騒音・振動、悪臭防止対策          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を要請します。</li> <li>・ 事業活動に起因する近隣への騒音や悪臭を防止するため、農商工の各団体などに対し、指導を行うよう協力を要請します。</li> <li>・ 工場の騒音について、必要に応じて協定による指導・啓発を進めます。</li> </ul>                 |
| 地盤沈下防止対策              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水揚水量の規制を継続し、地盤沈下の発生防止に努めます。</li> <li>・ 地下水の涵養に関する知識の普及、広報・情報提供を進めます。</li> <li>・ 地下水取水による地盤沈下への影響を軽減するため、道路消雪施設の適正な点検及び運転管理を徹底します。また、取水時間の短縮と取水量の削減を図る消雪施設の一極集中管理システムの構築を進めます。</li> </ul> |
| 有害化学物質に関する情報の収集、知識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PRTR 制度*の活用などにより、特定化学物質の排出量や化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。</li> </ul>                                                                                                                             |
| 放射線に関する情報提供と対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や県が実施している大気、土壌、農水産物等に対する環境放射能調査結果について公表するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を講じていきます。</li> </ul>                                                                                                       |

\* PRTR 制度\_\_化学物質の排出に関する情報を国が 1 年ごとに集計し公表する制度。対象となる事業者が自ら化学物質の排出量を把握し国に届出。届出対象とならない事業者や家庭、自動車等からの排出量についても推計し、届出データと併せて公表する。

### ② 公害苦情の適正処理

| 具体的な取組           | 内容等                                                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係機関との連携による適正処理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害苦情の適正かつ迅速な処理を進めていけるよう、庁内関係課及び関係機関との連携を強化した体制の整備を図ります。</li> <li>・ 市民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。</li> </ul> |
| 市民・事業者の意識啓発と情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、また近隣での紛争に発展しないよう、住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 近隣関係をめぐる苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた情報提供を実施します。</li> </ul>               |

### ③ 環境衛生対策の推進

| 具体的な取組                  | 内容等                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意識啓発                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者及び市民の環境衛生意識の高揚を図るため、市の広報紙やホームページ等を通じた周知啓発を図ります。</li> <li>・身近な地域において、多様化する生活様式に則したルールやマナー、隣近所への配慮に関する認識の醸成を図ります。</li> <li>・特に、ペットの糞の処理、敷地内の除草等による維持管理について、意識啓発を図っていきます。</li> </ul> |
| 健康・生活環境に関する情報提供、相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・生活環境への影響などに関する情報をわかりやすく提供します。</li> <li>・国や県、医療機関や法律の専門家などと連携して、健康・生活環境被害などに関する相談体制の充実を図ります。</li> </ul>                                                                            |

## 4. ごみの不法投棄・海岸漂着物対策

### 現状と課題

- ・海岸に漂着するごみは、海岸における良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。富山湾の漂着ごみの約 8 割は、県内の沿岸部や内陸部で発生したものであることから、海岸部及び河川の上流・下流部が連携して、より効率的な海洋漂着物の回収・処理や発生抑制対策を進めていく必要があります。
- ・ごみの不法投棄の多くが、丘陵地周辺等の人目につきにくい場所で行われており、件数は減っていないのが現状です。引き続き、関係機関や地域住民と連携を図りながら、監視体制を強化していく必要があります。

### 取組の方針

- 廃棄物の適正処理に関する啓発と監視体制を強化し、ごみの不法投棄の防止を図ります。
- 海岸漂着ごみの削減に向けて、市民ならびに周辺市町村との連携に基づく取組を推進していきます。

### 【市民の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- ごみのポイ捨て、家庭ごみの不法投棄や野外焼却（たき火等の軽微なものを除く）をしません。
- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。

## 【事業者の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について、それぞれ適正に処理します。
- 廃棄物の処理を委託した場合、適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認します。
- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。

## 【市の取組】

### ① 不法投棄の監視体制の強化

| 具体的な取組                   | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パトロールの強化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や関係団体等と連携し、定期的にパトロールを実施します。</li> <li>・ パトロールを担う市民ボランティアの育成を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 関係機関との連携強化<br>（地域と警察の連携） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や関係団体等との連携により、不法投棄に迅速に対応できる連絡体制を構築します。また、不法投棄発見時の連絡先の周知を図ります。</li> <li>・ 国・県の関係部局と連携し、不法投棄の調査・回収や防止策の検討を進めます。</li> <li>・ 悪質または常習的不法投棄については、警察と連携して対応にあたります。</li> <li>・ 空き地等の土地所有者や管理者に対して、柵の設置等により不法投棄されない環境づくりを行うよう促します。</li> </ul> |
| 啓発活動の推進                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の不法投棄を防止するため、市が収集しない一般廃棄物の処分方法等についての情報提供・周知の充実を図ります。</li> <li>・ 広報紙やホームページ、ポスターやチラシ、勉強会や講習会、不法投棄強化月間の制定などを通じて、市民や事業者に対する不法投棄防止の啓発活動を展開します。</li> </ul>                                                                             |

### ② 海岸漂着物の回収・発生抑制の促進

| 具体的な取組           | 内容等                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 海岸漂着物の回収・発生抑制の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域及び関係機関の連携による回収活動や抑制対策を促進します。</li> <li>・ 広域連携による海岸一斉清掃の取組を継続していきます。</li> </ul> |

## (2) 人と自然環境の共生

### ■方向性

本市には、森・川・海のほか、人との共生により形成されてきた里山などの良好な自然環境が多く残されています。しかし、農村部の人口減少と農林業従事者の減少に伴って、手入れが行き届かない範囲が広がっており、それら自然環境の荒廃が進むことが懸念されています。本市の優れた自然環境を適切に保全し活用していくためには、自然環境を守る取組を総合的に進めるとともに、農林水産業において環境や生態系への配慮を高めるなど、自然資源の持続可能な活用を図っていくことが重要です。貴重な自然を守り活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいきます。

### ■将来イメージ

- 市内にある貴重な自然を次世代に継承する重要性を、市民のみんなが認識しています。
- 身近な地域における里山などの豊かな自然環境は、良好な状態が保たれ、市民等の憩い・交流の場としての活用も進んでいます。
- 里山環境を適切に守り・活かしていく活動を、地権者のほか住民や NPO 等の多様な主体が支えています。
- 都市開発や河川・海岸等の施設整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に十分に配慮しながら進められています。
- 水源涵養、国土・景観保全、生物生息など、森林や農地の多面的機能の発揮にも留意しながら、地域特性を活かした農林漁業の振興が図られています。

### ■進捗管理指標

| 指 標                 | 基準値 (H28) | 目標値 (H39) | 備 考                           |
|---------------------|-----------|-----------|-------------------------------|
| ①★市民参加による森づくり年間参加者数 | 839 人     | 1,600 人   | 倍増を目指す。                       |
| ②里山等での保全・交流団体数      | 5 団体      | 8 団体      | 金山、櫛田、黒河で1団体増を目指す。            |
| ③希少動植物の保全活動数        | 0 件       | 2 件       | 県指定天然記念物(アシツキ、トミヨ等)に係る保全活動の促進 |

注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

## ■基本施策と主な取組

### 1. 野生生物の保護

#### 現状と課題

- ・親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。また、「富山県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックとやま 2012)」によれば、本市で生息が確認された絶滅危惧種(絶滅危惧 類・ 類)は、鳥類が 2 種、淡水魚類が 1 種、昆虫類が 9 種等となっています。
- ・希少生物をはじめとする野生生物の保護と生態系の保全(外来生物への対応等)を図るため、一層の意識啓発を図っていくとともに、身近な自然を適切に保全し、様々な種類の生物が生息できる環境の保全・回復に努めていく必要があります。

#### 取組の方針

- 地域に生息する野生生物(希少動植物)の保護を図ります。
- 外来生物の侵入に留意しながら、生物多様性の確保や生態系の保存に努めます。
- 都市開発においては、経済的効果と環境重要度(動植物の貴重度等)のバランスを考慮しながら、自然との共生・調和に十分に配慮した都市開発に努めます。
- 暮らしや農作物等に被害をもたらす有害鳥獣の防除・駆除を適切に行います。

#### 【市民の取組】

- 生物観察会など、自然とふれあう行事等へ積極的に参加し、野生生物に対する理解を深めます。
- 貴重な野生動植物を採取したり傷つけたりしません。
- 外来種の動植物は責任をもって飼育・栽培し、生態系に悪影響を及ぼす行為はしません。
- 違法な動植物の捕獲・譲渡、飼育はしません。

#### 【事業者の取組】

- 事業活動に当たっては、野生生物の生息環境への影響が出ないよう十分配慮します。
- 野生生物(希少動植物)の保護活動や生態系の保全活動に協力します。

#### 【市の取組】

##### ① 希少動植物の保全

| 具体的な取組           | 内容等                                       |
|------------------|-------------------------------------------|
| 希少動植物に関する調査と周知啓発 | ・地域の固有種や絶滅が心配される種の生息状況を調査し、保護対策について検討します。 |

| 具体的な取組        | 内容等                                                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | ・天然記念物、絶滅危惧種等の希少動植物に関する情報の提供、保護の呼びかけを進めます。                                                                             |
| 希少動植物の生息環境の確保 | ・生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息環境の保全に努めます。<br>・地域や関係団体等による希少動植物の保護活動に対する支援の充実を図ります。<br>・公共事業の実施においては、野生生物の生息環境への影響に十分配慮します。 |
| 外来動植物対策の推進    | ・外来種の分布・生息状況等の把握に努めるとともに、既存の生態系に著しい影響が生じないよう駆除等の適切な対策を講じます。                                                            |

## ② 有害鳥獣対策

| 具体的な取組 | 内容等                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------|
| 有害鳥獣対策 | ・農地や居住地における鳥獣被害についてその状況を把握し、計画的な対策と被害発生時の迅速な対応を推進します。 |

## 2. 森林・里山環境の保全・活用

### 現状と課題

- ・本市の森林面積は 1,188ha（林野率 11%）であり、その内、民有林が 1,178ha、国有林（林野庁外）が 10ha となっています。農地については、経営耕地面積は 3,426ha であり、ほとんどを水田が占めています。10 年前と比較すると、経営耕地面積はほぼ同じ面積が維持されていますが、農業経営体数<sup>\*</sup>は、1,876 から 709 へと約 4 割にまで減少しています。（平成 27 年農林業センサス）

<sup>\*</sup>農業経営体数は、販売農家のほか法人や営農組合等の任意の組織を含む

- ・農林業や人々の生活との関わりの中で利用され保全されてきた里山の環境は、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、荒廃が進みつつあります。暮らしの身近にある森林や里山の自然環境を、多様な生物が生息・生育する場として、また自然とのふれあいの場として保全・整備を図っていく必要があります。
- ・森林や里山が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的な機能の発揮には、人の係りによる保全と活用が必要であることを認識し、林業振興による担い手の確保とともに環境保全に係る人材・組織の育成が必要です。
- ・また、農地についても、良好な環境の保全と創出に係る多面的な機能の発揮を考慮して、耕作放棄地の抑制や無秩序な農地転用の抑制に努めていく必要があります。

### 取組の方針

- 農地や森林の多面的機能の増進を図り、より良好な環境の農地・森林の保全・創出に努めます。
- 遊休農地や耕作放棄地の有効活用を促進します。
- 豊かな自然環境を体験し、学べる機会を増やします。

### 【市民の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加します。
- 農地や森林の多面的機能への理解を深めます。
- 身近な自然に興味を持ち、自然とふれあい、親しむ機会を積極的に持ちます。
- 優良農地の保全とともに、遊休農地の賃貸借等による活用を促進を図ります。
- 減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を実践します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(個人が所有する森林)

### 【事業者の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加・協力します。
- 市民による管理活動や環境教育の機会への協力に努めます。
- 身近な自然とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。
- 開発事業を行うときには、環境への影響に十分配慮します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(事業者や組合等が所有する森林)

### 【市の取組】

#### ① 森林の保全

| 具体的な取組                | 内容等                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良好な森林の保全              | ・森林の望ましい姿に向けて、森林の多様な機能(水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等)に応じた適切な施策や保全を進めることとします。 |
| 市民の意識啓発               | ・森林や里山の機能などについて広く市民に広報し、森林・里山保全の大切さについて周知を図ります。また、森林や里山の保全活動への参加を呼びかけます。                             |
| 市民等が主体となった活動の促進、支援の充実 | ・地域や関係団体等が主体となった森林整備や里山保全の活動を促進するとともに、活動に対する支援の充実を検討します。                                             |

#### ② 農地の保全

| 具体的な取組           | 内容等                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優良農地の保全、耕作放棄地の解消 | ・優良農地の確保のため、担い手農家による賃貸借など農地の流動化を促進し、経営規模拡大などを図ります。<br>・耕作放棄地や休耕田を、市民農園や体験農園、学童農園等として活用し、耕作放棄地の解消と農業への理解を促進します。<br>・農産物の「地産地消」を推進し、地域の農と食を通じた田園環境の保全を図ります。 |
| 環境保全型農業の促進       | ・減農薬や減化学肥料など、環境にやさしい環境保全型農業の推進を図ります。エコファーマー制度の活用を促します。                                                                                                    |

### ③ 市民啓発、情報提供

| 具体的な取組          | 内容等                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 森林・里山環境に関する意識啓発 | ・森林や農地の公益的機能に対する市民の理解を深めるため、情報提供と意識啓発を推進します。            |
| 里山環境を活かした交流の推進  | ・関係団体等と連携しながら、豊かな森林・里山の環境を活用した自然とのふれあいを深める場や機会の提供に努めます。 |

## 3. 水循環の保全

### 現状と課題

- ・県では、地盤沈下や塩水化等の地下水障害の発生を防止するため、「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の採取量の規制を行っており、本市は、その指定区域に含まれ、平成 27 年度の指定区域における採取量は 5.2 百万  $\text{m}^3$ /年（規制地域 3.8 百万  $\text{m}^3$ /年、観察地域 1.5 百万  $\text{m}^3$ /年）となっています。
- ・健全で豊かな水循環を維持していくためには、地下水の保全とともに涵養を推進していく必要があります。また、生態系にも配慮し、農薬や化学肥料の適正な使用に努めていく必要があります。

### 取組の方針

- 県条例に基づき、地下水の適正管理を図ります。
- 節水や雨水の有効活用等を促進し、地下水の適正利用に努めます。
- 農地や森林の保全による水源涵養機能の維持を図ります。
- 湧水等の良好な水資源の保全を図ります。

### 【市民の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。
- 水源保全のための事業や活動に参加します。
- 農薬や肥料、塩類、化学物質の適正な使用と廃棄を行います。
- 良好な水資源の保全に協力します。

### 【事業者の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。
- 地下水の適正な利用に努めます。また、有効活用策について検討を行います。
- 水源保全のための事業や活動に参加・協力します。
- 農薬や肥料、塩類の適正な使用と廃棄、家畜排泄物や化学物質の適正処理を行います。

- 良好な水資源の保全に協力します。

## 〔市の取組〕

### ① 地下水の適正管理と涵養

| 具体的な取組       | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地下水の保全、水源の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬、肥料、塩類等の過剰な使用、家畜排泄物の野積み、化学物質の土壌への浸透処理などが地下水や土壌に与える影響についての周知に努めます。また、その管理や廃棄時の措置についての指導に努めます。</li> <li>・ 廃棄物処分場やゴルフ場の周辺において、排水及び地下水の調査を実施し、周辺地域や下流域への影響について状況把握に努めます。</li> <li>・ 市街地における雨水浸透施設（透水性舗装等）の整備を検討し、地下水の涵養について研究を進めていきます。</li> <li>・ 樹林地や農地の水源涵養機能を重視し、これらの保全に努めます。</li> </ul> |
| 節水、水の有効利用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な地下水利用（節水や有効利用）を周知啓発します。</li> <li>・ 公共施設における節水や雨水の有効活用を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |

### ② 湧水等の水資源の保全・活用

| 具体的な取組        | 内容等                                                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 湧水等の水資源の調査    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湧水等の良好な水資源の実態調査を行い、保全・活用すべき水資源を把握します。</li> </ul>                                                             |
| 湧水等の水資源の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な湧水等水資源について、周辺の生態系や景観等も考慮しながら、適切な保全を図ります。</li> <li>・ 湧水の飲料水としてのブランド化など、地域の特産商品や観光資源としての活用を図ります。</li> </ul> |

### (3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

#### ■方向性

公園・緑地の整備と緑の創出、まちなみ景観の形成、環境美化等の取組を積極的に進め、さらにうるおいとやすらぎのある快適環境の創出を図っていきます。

#### ■将来イメージ

- 生活の場や人々が訪れる場で、うるおいを感じる緑や水を活かした環境整備や、歴史文化に配慮した街並み整備が進められています。

#### ■進捗管理指標

| 指 標                               | 基準値 (H28)      | 目標値 (H39) | 備 考                                                              |
|-----------------------------------|----------------|-----------|------------------------------------------------------------------|
| ①身近な公園や歩道、公共施設における花や緑に満足している市民の割合 | —              | 75%       | 環境フェアで毎年アンケート調査を実施<br>総合計画アンケート (H24.7) では、施策「環境保全」に対して 72.8%が満足 |
| ②◆地域花壇数                           | 259 面<br>(H27) | 262 面*    | *総合計画での目標値(H35)                                                  |
| ③◆市民と行政との協働による都市公園管理数             | 94 箇所<br>(H27) | 99 箇所*    | *総合計画での目標値(H35)                                                  |
| ④保存樹木数                            | 2 本 (1 件)      | 増加        |                                                                  |

注意 ★：第 1 次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

#### ■基本施策と主な取組

##### 1. 公園緑地の保全・創出

###### 現状と課題

- ・本市には、149 箇所・218.4ha の都市公園が開設されており、市民一人当たりの都市公園面積は 23.23 m<sup>2</sup>となり、県平均の 15.21 m<sup>2</sup>を大きく上回っています。
- ・市街地におけるうるおい空間の創出と地球温暖化対策の一環として、緑化の推進は大変効果的であることから、引き続き、都市公園における良好な緑地の維持や各種公共事業での緑化の推進と、一般家庭や事業所における緑化を促進していく必要があります。
- ・また、河川や海岸等については、良好な自然環境の保全に留意しながら、市民が集い、憩える交流拠点としての環境整備を進め、さらに魅力ある快適な水辺空間を創出していくことが望まれます。

## 取組の方針

- 市民の憩いの場、生物の生息場所、さらに災害時の避難場所となる公園緑地の保全を図ります。
- 公共施設をはじめ、住宅や事業所などの緑化を促進し、緑豊かなまちづくりを進めます。
- 市民が集う交流空間として、河川や海岸等の水辺の環境整備を推進します。
- 自然を身近に感じられる緑豊かなまちづくりに向けて、緑・水辺のネットワーク形成を図ります。

### 【市民の取組】

- 家の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に参加します。
- 家庭では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。
- 屋敷林を残すなど、身近な樹木を大切にします。

### 【事業者の取組】

- 事務所等の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 地域の公園や緑地、街路樹などの維持や管理に協力します。
- 事業所等では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 施設の建設や改修のときには、一定割合以上の緑地の確保に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。

### 【市の取組】

#### ① 公園緑地の維持管理の充実

| 具体的な取組        | 内容等                                                                                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市公園等の維持管理の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な公園緑地である都市公園や野外レクリエーション施設の維持管理の充実を図ります。</li> <li>・ 地域の身近な公園については、住民の意向を踏まえながら、住民参加による維持管理について検討を進めます。</li> </ul> |

#### ② 水辺空間の環境整備

| 具体的な取組      | 内容等                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水辺に触れあう場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄川、内川、下条川等の河川や海岸の水辺を活かし、散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。</li> <li>・ 河川改修にあたっては、自然を活かした水辺空間の創出に努めます。</li> </ul> |
| 水辺に関する意識啓発  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の向上を図ります。</li> </ul>                                              |

### ③ 緑化の促進

| 具体的な取組           | 内容等                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭や事業所等における緑化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や事業所等の敷地における緑地の確保や植樹など、地域緑化の推進に向けた市民や事業者の協力を要請します。また、市民や事業所等の緑化の取組に対する支援の充実を図ります。</li> <li>・地域の美観風致を維持するために特に保存が必要な民有樹木等については、指定樹木制度（花と緑の銀行射水支店）を活用して保存を図ります。</li> </ul> |
| 公共施設における緑化の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備・改築時において、敷地規模に対して一定割合以上の緑地を確保するなど、市公共施設における緑化を計画的に推進します。また、道路や河川についても関係機関と協力しながら緑化の推進を図ります。</li> </ul>                                                              |

### ④ 公園緑地等のネットワーク化

| 具体的な取組                     | 内容等                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歩道や河川堤防等を活用した緑地ネットワーク空間の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹のある歩道や河川堤防等を活用し、緑地拠点とっている都市公園や公共施設等をつなぐ緑地ネットワーク空間の整備を推進します。</li> <li>・広域的な水辺空間・緑地空間の整備や動植物の生息に適した環境の形成に向けて、県や近隣市、関係機関などとの調整・検討を進めます。</li> </ul> |
| ビオトープ創りの推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りの推進を図ります。</li> </ul>                                                                                                 |

## 2. 良好な景観の形成

### 現状と課題

- ・内川地域などでは、水辺や歴史を活かした街並み形成が進められてきました。また、海王丸パーク等の観光交流拠点では、立山連峰や富山湾の優れた眺望を活かした施設整備が行われてきました。
- ・私たちに精神的な恵みをもたらす良好な景観の価値を再認識し、その適切な保全と快適な地域環境の形成に向けた活用を進めていく必要があります。

### 取組の方針

- 地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり（街並み形成）を図ります。
- 地域の歴史・文化的な財産の価値を再認識し、適切な保護と活用を図ります。

### 【市民の取組】

- 住宅や付属物等について、周囲との調和に配慮して、良好な街並みの保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財への理解を深め、保全・伝承に協力します。

### 【事業者の取組】

- 事業所や付属物、広告物等について、周囲との調和に配慮して、良好な景観の保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財の保全・伝承に協力します。

### 【市の取組】

#### ① 良好な景観の形成

| 具体的な取組     | 内容等                                                                                                                                                                                   |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良好な景観形成の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 内川周辺地区での水辺・歴史を活かした景観まちづくりを推進します。</li><li>・ 富山湾から立山の雄大な眺望景観や里山景観など、良好な自然景観の保全に努めます。</li><li>・ 県の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。</li></ul>     |
| 意識啓発と情報提供  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 良好な景観の形成及び景観資源の保全に向けて、市民、事業者等の理解・協力を高めていくための啓発・情報提供を図ります。</li><li>・ 建造物の建設や広告物等の掲示においては、周辺の景観との調和や街並みの形成に十分に配慮するよう、市民や事業者への啓発を行います。</li></ul> |

#### ② 歴史・文化の継承

| 具体的な取組    | 内容等                                                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文化財の保護と活用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事等の文化財も地域の環境を形成する重要な要素であることから、それらの価値を再認識し、関心を高めるとともに、継承に向けた意識の高揚を図ります。</li></ul> |

## (4) 循環型社会の構築

### ■ 方向性

資源の枯渇や地球温暖化の進展が深刻さを増す中、市民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷をなるべく小さくする暮らし方（ライフスタイル）や事業活動（ビジネススタイル）への変革を進め、そのスタイルを標準として定着させていくことが重要です。そのために、廃棄物の排出抑制とリサイクル、資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指していきます。

### ■ 将来イメージ

- ごみの分別は徹底され、買物等ではマイバッグの持参が定着し、ごみの減量が進んでいます。
- 製造メーカーでの製品の容器包装の簡素化、小売店でのトレイを使用しない商品販売など、事業者も積極的にごみ削減に取り組んでいます。また、消費者も環境に配慮した商品や取組を行う店を選択しています。
- 食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、「食べる」ことに関係する様々な場所において、食べ物を無駄なく大切に消費しようという意識が高まり、食品ロスの削減が進んでいます。
- バイオマス産業都市構想に基づき、地域の有機性資源を活かした、たい肥製造、廃食用油活用、もみ殻有効利用等が進み、地域の循環型社会づくり（環境活動）と産業創出（経済活動）の両立を目指すバイオマス産業として定着しています。

### ■ 進捗管理指標

| 指 標                             | 基準値 (H28)        | 目標値 (H39) | 備 考                                                   |
|---------------------------------|------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| ①★◆▲市民一人一日当たりのごみ排出量             | 1,058 g ※        | 1,006 g * | *廃棄物計画での目標値(H38)<br>※事業系資源物含む                         |
| ②▲市民一人一日当たりのごみの最終処分量            | 50 g             | 42 g *    | *廃棄物計画での目標値(H38)                                      |
| ③★◆▲リサイクル率                      | 26.7% ※          | 36.0% *   | *廃棄物計画での目標値(H38)<br>※事業系資源物含む                         |
| ④食品ロス削減の啓発協力店舗の数                | 54 店舗            | 70 店舗     | アルコールと料理を提供する飲食店（約70店）の全店舗を目指す。<br>ポスターやコースター等による市民啓発 |
| ⑤バイオマス産業でのたい肥製造量                | 3,600 t<br>(H26) | 4,300 t * | *バイオマス産業構想での目標値(H36)                                  |
| ⑥バイオマス産業での廃食用油利活用<br>量（混合燃油製造量） | 5 万 ℓ<br>(H26)   | 10 万 ℓ *  | *バイオマス産業構想での目標値(H36)                                  |

注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

## ■基本施策と主な取組

### 1. 廃棄物の排出抑制の推進

#### 現状と課題

(平成28年度：第2次射水市一般廃棄物処理計画による)

- ・平成27年度の1人1日平均排出量についてみると、一般廃棄物全体では1,117g(従来の場合958g)、家庭系ごみでは577g、事業系ごみでは450g(従来の場合291g)、資源集団回収量では91gとなっています。従来の場合で見ると、過去10年間で5%の削減であり、特に家庭系ごみでは9%の削減となっています。一方、事業系ごみは、平成22年以降増加傾向にあり、その要因にはコンビニや商業施設の増加が考えられています。なお、資源集団回収量は減少傾向にあります。
- ・1人1日のごみの排出量の減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると近年は高値で推移しており、一層のごみの減量化・資源化の取組が必要です。
- ・引き続き市民や事業者に対して、ごみの分別排出ルールの徹底を協力要請していく必要があります。
- ・近年、大きな課題となっている食品ロス(食品廃棄物)に関しては、県等との連携を図りながら、実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な減量化及び資源化対策を検討する必要があります。

#### 取組の方針

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイル・地域づくりの推進を図ります。
- 分別収集体制の構築により、廃棄物発生量の削減を図ります。
- 廃棄物の排出抑制に向けて、特に食品ロス対策の強化を図ります。

#### 【市民の取組】

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルに努めます。
- 食事は作り過ぎないように留意し、食べ残しによるごみを極力出さないようにします。
- 生ごみを排出する際は、水切りをしっかりと行い、ごみの減量化を図ります。
- 買い物際には、マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。
- 買い物時には、その必要性をよく考えて、無駄なものを購入しないよう努めます。
- ごみの分別排出を徹底し、減量化と再資源化に努めます。

#### 【事業者の取組】

- 容器包装の簡素化に努めます。
- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を削減します。
- 再利用しやすい商品、簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルの提案や情報提供などを積極的に行います。
- 産業廃棄物の処理業者は、業界全体として技術や能力の向上に努めます。

- 産業廃棄物の排出業者は、処理を委託した廃棄物が適正に処理されているか、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による確認を徹底します。
- 食品廃棄物の減量化及び資源化に努めます。

## 【市の取組】

### ① ごみ縮減の体制強化

| 具体的な取組       | 内容等                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ縮減の意識啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報や環境フェア等を通じて、ごみを増やさないライフスタイルや事業活動について、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。</li> <li>・廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の法制度への適切な対応を図るとともに、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。</li> </ul> |

### ② 食品ロス対策

| 具体的な取組       | 内容等                                                                                                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品ロスの実態調査の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県との連携により、食品ロスの実態の把握を進めます。調査結果を踏まえ、総合的な対策の検討を進めます。</li> </ul>                                          |
| 食品ロスの意識啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の啓発活動である 30・10 運動*の推進を図ります。啓発協力の飲食店舗へのポスター掲示等と合わせて、市民に対しても、広報や環境講座等を活用した情報提供・啓発を推進していきます。</li> </ul> |
| 手つかず食品対策の検討  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの多くを占める手つかず食品の削減対策について、関係機関等と連携して、総合的な対策の検討を進めます。</li> <li>・事業系の食品廃棄物等の資源化について検討を進めます。</li> </ul> |

\* 30・10 運動\_食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。2011 年に長野県松本市で始まり、全国に広がりつつある。富山県では、2017 年に同様の取組を 3015 運動として提唱している。

## 2. 資源有効利用の推進

### 現状と課題

- ・再生利用率は、過去 10 年間ほぼ 20%前後の横ばい傾向となっています。事業系資源ごみを把握した場合、富山県平均や全国平均と比較すると、高水準で推移している状況にあります。
- ・循環型社会の構築には、廃棄物の 3 R（リデュース（Reduce 発生抑制）リユース（Reuse 再使用）リサイクル（Recycle 再生利用））プラス 1 R（リフューズ（Refuse 不要なものは断る））を一層推進することが必要です。ごみ発生そのものを抑制していくことが重要です。
- ・更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります。
- ・クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用について引き続き検討する必要があります。

- ・最終処分量については、過去 10 年間で 56%の削減となっており、富山県や全国平均と比較すると、本市の 1 人 1 日最終処分量は低く、最終処分量の削減が進んでいる状況にあります。

#### 取組の方針

- 徹底した分別収集体制の構築を進めます。
- リフューズ（Refuse 不要なものは断る）の促進、リサイクル（Recycle 再生利用）の徹底を中心に、4 R の推進によるごみの資源化を推進します。
- 本市の循環型社会づくりのモデル事業であるバイオマス事業の推進を図ります。

#### 【市民の取組】

- ごみを減量するため 4 R 運動を実践します。
- 地域の資源集団回収活動に協力・参画します。
- ごみの分別と出し方のルールを遵守します。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 生ごみ自家処理機材を活用して、生ごみの堆肥化に努めます。
- リユース品やリサイクル品の購入・使用に努めます。
- フリーマーケットやバザー等を活用して、楽しみながらリサイクルに取り組みます。
- ごみステーションは常に清潔に保つなど、それぞれの地域で責任持って管理します。

#### 【事業者の取組】

- 簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- リユース・リサイクルしやすい製品の製造・販売・購入に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 使用済み製品の自主回収に努めます。
- 有害ごみの分別を徹底します。
- 民間リサイクル施設の活用、再生品利用の拡大に努めます。
- 食品リサイクル法の基本方針に基づき、食料資源のリサイクル等の有効利用に取り組みます。

#### 【市の取組】

##### ① 4 R の推進

| 具体的な取組              | 内容等                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ減量化とリサイクルに関する意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やホームページ等を活用し、ごみ削減とリサイクルに関する情報発信・共有を進め、市民の意識の向上を図ります。</li> <li>・ ごみ処理にかかる経費等の情報を公表し、ごみ減量化とリサイクル推進の必要性を事業者や市民へ繰り返し啓発します。</li> <li>・ 事業系一般廃棄物の資源化の取組について、事業者や関係団体に指導します。</li> </ul> |

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リサイクル関連イベント等の開催支援 | ・フリーマーケットやバザー、リサイクル製品の普及・販売など、リサイクルを促進するイベント等の開催・運営を支援します。                                                                                                                                                    |
| 市民等による資源回収活動の支援   | ・市民団体などによる自発的な有価物・資源物の回収を促進します。より効果的な回収のあり方や支援について検討します。                                                                                                                                                      |
| 分別収集体制の強化         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別・出し方について、市報・ホームページ、ふれあい講座等を通じて、市民や事業者へ周知・啓発を強化します。</li> <li>・排出量の減量化と再資源化を推進するため、市民や事業者の理解と協力を得ながら、収集体制の強化を図ります。</li> <li>・事業者に対して、事業所内での分別の徹底を指導します。</li> </ul> |
| 生ごみたい肥化の促進        | ・ごみ排出量の削減を図るため、家庭から排出される生ごみのたい肥化を促進します。生ごみ処理機器の購入補助の継続を図ります。                                                                                                                                                  |

### 3. バイオマス産業都市構想の推進

#### 現状と課題

- ・本市では、平成 20 年度にバイオマスタウン構想を策定し、堆肥の製造、廃食用油の活用、もみ殻の有効利用、バイオマス教育を 4 本柱とする取組を推進してきました。また、平成 26 年度には、その後の関連施設の整備や社会経済の情勢変化等を踏まえ、本市のバイオマス産業の確立に向けた各種プロジェクトについて定めたバイオマス産業都市構想を取りまとめています。その構想に基づき、平成 27 年度には未利用間伐材を燃料とする県内初の本質バイオマス発電施設が整備されました。また、排出される焼成灰（2000t/年）の肥料化（造粒施設）についても計画が進められています。本市の環境保全と地域経済の両方を活性化するプロジェクトとして大きな期待が寄せられています。
- ・バイオマス構想の採算性や持続性を確保していくため、各関連事業の連携・融合を促進していく必要があります。商品の販路拡大等の事業拡大が課題となっています。
- ・市民一体型のバイオマス産業都市を推進していくため、市民理解を高める意識啓発や体験交流等のソフト事業の一層の充実が望まれます。

#### 取組の方針

- これまでの個々のバイオマス事業の融合により、さらに幅広いバイオマス事業の推進を図ります。
- バイオマス構想を、本市における循環型社会づくりのモデルとして、広く市民の理解と協力を得ていきます。

#### 【市民の取組】

- バイオマスの利活用の学習に努め、理解を深めていきます。
- 各種のバイオマス事業への参加・協力に努めていきます。

### 【事業者の取組】

- バイオマスの利活用の情報収集や理解を深めるよう努めます。
- バイオマスの利活用を通じた新規事業の展開を積極的に検討し、事業化に努めます。

### 【市の取組】

#### ① バイオマス事業の推進

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バイオマス関連事業者への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ バイオマス関係事業者に対して、さらに幅広く高度に事業活動できるよう支援します。</li><li>・ 事業者によるバイオマスを利活用した新規の事業展開を促進するため、情報提供と支援を図ります。</li></ul>                    |
| バイオマス産業の推進        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 木質バイオマス発電、たい肥製造、廃食油有効活用、もみ殻有効利用の取組を進め、事業個々の技術向上や品質向上を図りつつ、それらを融合し付加価値商品の開発を推進します。</li><li>・ 引き続き、産学官の連携体制の強化を図ります。</li></ul> |

#### ② バイオマス教育の推進

| 具体的な取組     | 内容等                                                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バイオマス教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ プラント施設の見学会や、たい肥等のバイオマス製品の学校や地域での活用を通じた環境教育の展開など、バイオマス教育の推進を図ります。</li><li>・ バイオマスの利活用の情報提供に努めます。</li></ul> |

## (5) 地球環境の保全

### ■ 方向性

今後、世界経済の発展に伴い、さらに深刻化する地球温暖化に対して、市民一人ひとりが、地球規模の環境を意識し、環境負荷を小さくする様々な取組を、日々の暮らしや事業活動の中で実践していくことが重要です。

化石燃料使用量の削減、エネルギー消費の削減、自然エネルギーの活用など、温室効果ガスを極力排出しない低炭素社会の実現に向けた取組が重要です。また、オゾン層破壊や酸性雨の原因物質の排出抑制等の取組を進め、かけがえのない地球環境の保全に努め、未来に受け継いでいきます。

### ■ 将来イメージ

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球環境問題に関する正しい理解が広がっています。
- 市民一人ひとりが、地球規模の環境問題の重要性を理解し、環境の視点から生活行動や経済活動を見直し、実践しています。
- 太陽や水、バイオマス等の恵まれた自然資源を活用した再生可能エネルギーの利活用が進み、エネルギーの地産地消が広がっています。
- エコカーの普及や公共交通機関へのシフト、省エネ住宅の普及など、運輸や住宅の部門での二酸化炭素の排出量抑制の取組が進んでいます。

### ■ 進捗管理指標

| 指 標                                                                      | 基準値 (H28)       | 目標値 (H39)                  | 備 考                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①何らかの地球温暖化対策を実践している市民の割合<br>*対策内容_節電、節水、緑化、ごみ排出抑制、ごみ分別、生活排水配慮、アイドリングしない等 | —               | 90%                        | 環境フェアで毎年アンケート調査を実施<br>国調査を参考に各項目 90%以上を目指す。今後、指標の細区分について検討                               |
| ②★公共交通の利用者数（万葉線）                                                         | 115.6 万人        | 125 万人*                    | *第 1 次の目標値を継承する。                                                                         |
| ◆（コミュニティバス）                                                              | (H27) 38.9 万人   | 45.0 万人*                   | *総合計画での目標値(H35)                                                                          |
| ③電気自動車充電ステーション設置数                                                        | 13 基<br>(12 箇所) | 15 基<br>(14 箇所) *<br>【H32】 | *富山県次世代自動車充電インフラ整備<br>ビジョンに基づく 2020 年 (H32) の目<br>標値。2020 以降については、今後、県<br>ビジョン等を踏まえながら検討 |
| ④温暖化対策に関する環境講座の実施<br>回数・参加者数                                             | 2 回 60 人        | 2 回 60 人                   | 現状維持を目指す。                                                                                |
| ⑤外灯の LED 切り替え率                                                           | 61.5%           | 80%                        | 現況_LED 切り替え数 9,035 基÷全外灯<br>数 14,699 基=61.5%                                             |

注意 ★：第 1 次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

## ■ 基本施策と主な取組

### 1. 地球温暖化対策

#### 現状と課題

- ・地球温暖化を緩やかにするための国際的な取組としては、1997 年の第 3 回条約締約国会議（COP3）において、先進国を対象に温室効果ガスの排出削減を義務付ける「京都議定書」が締結され、それに基づき日本は、2008～2012 年の 5 年間に、温室効果ガスの平均排出量を、基準年（二酸化炭素については 1990 年）に比べて 6%削減するという目標を達成してきました。また、京都議定書の後継となる 2020 年以降の新しい枠組として、2015 年の第 21 回締約国会議（COP21）で、全ての国を対象とした「パリ協定」が合意されています。パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を 2 より低く 1.5 以下に抑える努力を追求するとされており、2030 年度の日本の温室効果ガスの削減目標は 2013 年度比で 23%削減となっています。
- ・本市では、地球温暖化対策として、地球にやさしいライフスタイルに関する啓発活動のほか、マイカー抑制や公共交通の利用促進、グリーンカーテン整備、グリーン購入等の取組を進めてきました。
- ・地球温暖化防止のため、引き続き市民や事業者レベルでの意識啓発及び温室効果ガス排出量削減の取組を推進していく必要があります。まずは、市民一人ひとりが地球規模の環境問題の重要性を理解し、生活や経済活動等の日常の活動を、環境の視点から見直していくことが重要です。
- ・環境に配慮した生活や企業活動等が経済的にも有利になるような仕組みづくりを、国や県などと連携しながら進めていく必要があります。

#### 取組の方針

- 化石燃料による電力やガソリンの使用を抑制し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 公共施設や家庭での省エネ設備の導入、緑化等を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源となる森林の適正な維持管理を推進します。
- 温室効果ガスの実態の把握を行うとともに、情報の提供・共有を進め、市民意識の向上を図ります。

#### 【市民の取組】

- 比較的近い場所に用事がある際は、徒歩または自転車で移動します。
- アイドリング・ストップ等のエコドライブを実践します。
- マイカー通勤を控え、自転車や公共交通を利用します。
- 節電、冷暖房の温度設定の調整、家電製品のプラグを抜く等、こまめな取組を実践し、省エネルギーに努めます。
- 家電を購入する際には、省エネルギー家電への買い替えを検討します。
- 電力消費を抑えるため、住宅敷地内への植樹や建物緑化に取り組みます。
- 住宅の新築・改修の際には、高断熱化等の環境性能を高め、省エネルギーを図ります。
- エコマークなどの環境ラベル認定商品の購入・使用に努めます。

## 【事業者の取組】

- 従業員の通勤において、マイカーの利用を控え、公共交通や自転車の利用を推奨します。
- 電力消費を抑えるため、事業所敷地内への植樹や建物緑化に取り組みます。
- 工場や事務所において、省エネ設備・機器の導入を図ります。
- 工場や事務所において、空調設備での室内温度や運転時間の管理、照明設備での消灯・間引きなど、ソフト面の取組により、省エネルギーを進めます。

## 【市の取組】

### ① 温室効果ガスの排出削減

| 具体的な取組                     | 内容等                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車の適正利用                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民や事業者に対して、アイドリング・ストップ等のエコドライブへの協力を要請します。また、低公害車両の導入を促進します。</li><li>・自家用車による通勤の削減への協力を要請します。</li><li>・あいの風とやま鉄道、万葉線、民間路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の公共交通機関の利用を促進します。</li><li>・公用車への低公害型車両の導入を進めます。</li></ul> |
| 温室効果ガス排出削減の取組（グリーンカーテン事業等） | <ul style="list-style-type: none"><li>・市公共施設においてグリーンカーテンや屋上緑化に積極的に取り組みます。</li><li>・住宅におけるグリーンカーテンについて、作り方の講習会やコンテスト等を通じて普及を促進します。</li></ul>                                                                                                   |

### ② 地球温暖化に関する調査と意識啓発

| 具体的な取組             | 内容等                                                                                                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 温暖化ガスに関する調査、情報提供   | <ul style="list-style-type: none"><li>・市内の大規模工場等について温室効果ガス排出量の把握に努めます。</li></ul>                                                               |
| 地球温暖化防止に向けた市民意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"><li>・温室効果ガス排出抑制に関する情報提供を行い、地球温暖化問題に関する理解を深めます。</li><li>・家庭から排出される温室効果ガスを簡単に計測できる環境家計簿の普及・活用を促進します。</li></ul> |

## 2. 省エネルギー及び再生可能エネルギー導入の促進

### 現状と課題

- ・国民調査によれば、日常生活において節電等の省エネに努めているのは 72.1% に上っています。本市の電力消費量は 160 万 kW（H27 年度）であり、人口減少の影響もあり減少傾向となっています。
- ・本市においては、平成 27 年度に木質バイオマス発電所の建設、住宅用太陽光発電システム導入への補助等を進めてきました。住宅用太陽光発電システム導入補助は、平成 22～26 年の 5 年間の累計で 601 件となります。その後、国の補助制度の見直しに伴い、市においても住宅用太陽光発電システム補助から電気自動車購入補助へと切り替えを図っています。また、民間事業者による大規模な太陽

光発電所（メガソーラー）の建設が、新堀（発電規模 2.483MW）や海竜町（同 2.999MW）で進んでいます。小型風力発電、水力発電に関する整備の実績はありません。

- ・公共施設等の新築・改修においては、新エネルギー（再生可能エネルギー）の導入を推進していくとともに、再生可能エネルギーに関する調査・研究に取り組んでいく必要があります。

#### 取組の方針

- 化石燃料による電気やガソリンの使用を抑制し、省エネルギーを推進します。
- 公共施設や家庭での省エネ設備の導入を促進します。
- バイオマス構想に基づき、木質バイオマス発電事業の推進を図ります。
- 太陽光、風力、小水力等を活用した再生可能エネルギーの普及を促進します。
- エネルギー消費の実態把握を行うとともに、情報の提供・共有を進め、市民意識の向上を図ります。

#### 【市民の取組】

- 住居等への太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- エアコンの設定温度の調整や待機電力のカット等のこまめな取組により、節電に努めます。
- 家電製品等の購入の際には、省エネルギー型の製品の購入・使用に努めます。
- 車購入の際には、低公害車や低燃費車の導入に努めます。
- 環境家計簿をつけるなど、家庭生活における環境負荷量の把握に努めます。

#### 【事業者の取組】

- 工場や事業所等への太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 事業活動において、冷暖房、照明、OA 機器等の利用の効率化を図り、省エネを図ります。
- 低公害車や低燃費車、省エネルギー型機器の導入、建物の断熱性の向上、ESCO 事業の活用などを進めます。

#### 【市の取組】

##### ① 省エネの促進

| 具体的な取組        | 内容等                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意識啓発          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境講座やイベント等を通じて、エネルギーの有効利用や省エネ対策に関する情報の提供と意識啓発を進めます。</li> <li>・市民が自主的に省エネルギーに対する取り組みを進めるための環境家計簿の普及・活用を促進します。</li> </ul>                                               |
| 省エネ設備・機器の普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者への省エネルギー設備・機器の導入・普及に関する情報提供に努めます。</li> <li>・事業者への ESCO 事業* の活用などによる省エネルギー設備の導入を呼びかけます。</li> <li>・公共施設において、省エネ設備・機器の導入を推進します。外灯等の LED 照明への切り替えを推進します。</li> </ul> |

| 具体的な取組       | 内容等                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------|
|              | ・住まいにおけるエネルギー消費を抑えるため、省エネ型、高耐久型の住宅の普及啓発を図ります。           |
| エネルギー消費の実態把握 | ・市民、事業所、行政の各主体のエネルギー消費量の実態把握と情報共有に努め、省エネ対策の検討に活用していきます。 |

\* ESCO 事業\_\_Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。光熱水費等の削減により費用を賄うというビジネスの性質上、ESCO 事業が成立するためには、対象物件において相当なエネルギー削減余地が見込まれることが必要条件となる。

## ② 再生可能エネルギー導入の促進

| 具体的な取組         | 内容等                                                                                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギー導入の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での太陽光を活用した発電設備等の普及を促します。</li> <li>・公共施設の新築・改修にあたっては、太陽光や風力等を活用した再生可能エネルギーの発電設備の導入を検討します。</li> <li>・森林資源を有効活用したバイオマス発電の利用促進を図ります。</li> </ul> |
| 情報提供と意識啓発      | ・学校での環境教育や一般市民向けの環境講座等において、新エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚を図ります。                                                                                                                               |

## 3. オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策

### 現状と課題

- ・オゾン層は、地上約 10～50km 上空の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。フロン等の化学物質によるオゾン層の破壊は今も続いています。フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な対策強化を目的に施行されたフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収と適正処理に関する取組を継続していく必要があります。
- ・酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。本市内の観測地点では、平成 27 年度の平均が 4.7pH (4.0～5.3pH) であり、全国の 4.40～5.19pH と比べて酸性雨の傾向となっています。現在のところ酸性雨が原因と考えられる被害は報告されていません。
- ・酸性雨の原因物質の排出抑制対策とともに、国・県等との連携による調査・情報収集を進めていく必要があります。
- ・地球的規模での水銀汚染の防止を目指す水俣条約が 2017 年 8 月 16 日に発効し、水銀使用製品の産業廃棄物については、水銀の回収が義務付けられました。今後、一般廃棄物についても同様の対応が求められていくものと予想され、それに向けての取組を進めていく必要があります。

## 取組の方針

- フロンなどオゾン層を破壊する物質の適正な処理を推進します。
- 酸性雨の被害状況や観測結果の収集と情報の公開を推進します。
- 水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。

### 【市民の取組】

- フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。
- マイカーの使用を減らすなど、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- 水銀による健康被害や環境破壊を防止するため、電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な分別回収に取り組みます。

### 【事業者の取組】

- フロン使用設備の廃棄や修理の際には、適正な処理業者に委託します。
- 低公害車や低燃費車の導入により、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- ばい煙を発生する特定工場では、大気汚染物質の排出削減を図ります。
- 水俣条約に基づき、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等について適正な措置を講じます。

### 【市の取組】

#### ① フロン等オゾン層破壊物質の適正処理

| 具体的な取組     | 内容等                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| フロン回収の適正指導 | ・ 民間事業者による適正なフロン回収とその後の破壊処理を指導します。また、フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。 |

#### ② 酸性雨に関する観測・監視、情報提供

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観測・監視の継続と情報の収集・提供 | ・ 酸性雨の観測・監視を継続するとともに、酸性雨による被害状況等の情報収集と市民への情報提供を進めます。                                      |
| 発生源対策の推進          | ・ 工場・事業場、及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制を図るため、住宅や事業所等での再生可能エネルギーへの転換、自動車利用の抑制等を促していきます。 |

#### ③ 水銀使用廃製品の適正な回収

| 具体的な取組        | 内容等                                     |
|---------------|-----------------------------------------|
| 水銀使用廃製品の適正な回収 | ・ 家庭から排出される電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。 |

## (6) 市民協働による環境の保全・創出

### ■ 方向性

市民一人ひとりが身近な地域レベルから地球レベルまでの様々な環境問題に対して理解を深めながら、市民、事業者、市等のすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮・創造型の暮らし方や事業活動に変革していくことが重要です。そのための学習・啓発や実践の機会充実、活動・組織の育成・支援の充実を図っていくとともに、各主体の協働・連携に基づく推進体制の構築を図っていきます。

### ■ 将来イメージ

- 日常生活や事業活動、地域活動などの様々な場面において、環境に配慮した行動を自発的に行うことのできる人が増えています。
- 環境学習の機会が充実し、市民の環境に対する理解は高く、自然環境、省エネ・省資源、景観などに関して、環境保全のために具体的に行動する・実践する人が増えています。
- 市民・地域、関係団体、行政などの多様な主体が連携して、環境保全や環境美化の活動が活発に行われています。また、そのような活動を通じて、都市部と農村部等の市民の交流が活発化しています。
- 企業や事業所等において、製品の製造や販売での環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への協力など、環境に配慮した事業活動が広がっています。
- 環境の保全や創出に係る活動・組織を育成・支援する仕組みが充実しており、地域における環境ネットワークが広がりを見せています。

### ■ 進捗管理指標

| 指 標                                  | 基準値 (H28)                 | 目標値 (H39) | 備 考                                                 |
|--------------------------------------|---------------------------|-----------|-----------------------------------------------------|
| ①いみず環境チャレンジ 10 事業の実施数                | 15 学校                     | 15 学校     | 市内の全小学校での実施の継続                                      |
| ②★エコアクション 21 認定数(環境マネジメントシステム導入事業所数) | 14 事業所<br>(エコアクション 21 のみ) | 増加        | エコアクション 21 ほかの環境マネジメントシステムも含めるかについて検討               |
| ③★◆アダプト・プログラム参加団体数、実施数               | 60 団体                     | 70 団体*    | *総合計画での目標値(H35)                                     |
| ④協働事業の活動数(市民、事業者等、市の連携による環境事業)       | 4 事業                      | 7 事業      | 海岸清掃活動、事業者によるクリーン作戦活動等                              |
| ⑤環境関連活動団体(NPO等)数                     | 7 団体                      | 9 団体      | 富山県民ボランティア総合支援センターに登録している NPO 法人で、活動分野に環境保全を含んでいる団体 |

注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、\*：関連計画での目標値

## ■基本施策と主な取組

### 1. 環境学習・環境教育の推進

#### 現状と課題

- ・本市では、市民を対象に環境講座を毎年実施しているほか、グリーンカーテンの育て方講習会など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた啓発事業に継続的に取り組んでいます。
- ・子どもに対しては、富山県事業のとやま環境チャレンジ 10 により、各小学校の 4 年生を対象に環境教育プログラムを実施しています。また、小杉小学校では、地域の環境ボランティアの協力を受けながら、天然記念物であるミズアオイのピオトープの整備が行われています。
- ・一般廃棄物処理施設であるミライクル館のプラザ棟は、環境全般に関する情報発信の拠点として利用されており、太陽光発電設備や環境学習機材の設置、リサイクル品の展示、リサイクル体験工房、ごみ減量化及び分別の仕方に関する情報提供等を行っています。
- ・引き続き、市民や子ども（学校）などの年齢や生活場面に応じて、学習・教育の機会充実と参加促進を図っていく必要があります。
- ・環境教育や環境保全活動の活性化に向けては、コーディネート機能を強化し、多様な主体の参加と活動の拡大、連携が促進する仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・環境学習・教育の取組を通じて、環境への意識を高め、環境に配慮して行動できる人を増やしていくことが重要です。また、市民一人ひとりの環境に配慮した行動を促していくためには、無理なく楽しみながら取り組んでいける工夫が必要です。
- ・行政側からの情報発信においては、受け手の年代や課題認識等の特性を十分に考慮して、効果的に進めていく必要があります。
- ・国民調査では、今後、行いたい環境行動として「講習会等で得た知識の実践」が 45.9%で最も多くなっており、情報提供や啓発から、具体的な環境配慮の行動につなげていける取組が重要となります。

#### 取組の方針

- 環境学習・教育に関する情報の収集と共有を進めます。
- 年齢や生活場面に応じた体系的な環境学習・教育を推進します。
- 環境学習・教育に取り組む個人や団体の活動を支援します。

#### 【市民の取組】

- 日頃から環境について関心を持ち、家庭内で環境について話し合う機会を持ちます。
- 環境学習会や講演会などに参加し、環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- インターネットなどを利用して環境情報を積極的に入手・活用します。
- 各種の組織・団体の活動において、環境の視点を含む取組や連携に努めます。

## 【事業者の取組】

- 職場において、従業員に対する環境学習・教育に取り組みます。
- 環境学習会や講演会、研修会などに参加し、社員の環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- 学校や地域での環境学習・教育の推進に協力します。
- 各種の環境情報の提供に努めます。
- 環境配慮型イベントの開催や運営の支援を行います。
- 事業活動や施設が環境学習・教育に役立つ場合、事業の紹介や施設の開放など協力を行います。

## 【市の取組】

### ① 環境情報の提供、環境教育の場の整備

| 具体的な取組              | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報収集と提供             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報の提供に努めます。市民の意識を高めるための環境関連情報の充実を図ります。</li> <li>・ 各種行事の中で、環境関連情報の発信・提供を進めます。</li> <li>・ 環境問題等を分かりやすく伝える副読本の作成を検討します。また、「とやま環境チャレンジ 10」(県事業)の副読本「地球温暖化を止めるため家族みんなでチャレンジ」の活用を進めます。</li> </ul> |
| 環境教育の場となる公共施設の活用・開放 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミライクル館(廃棄物再生利用施設)やクリーンピア射水(ごみ焼却施設)衛生センター(し尿処理施設)など、見学会等を通じて環境教育の場となる公共施設の活用・開放を進めます。</li> <li>・ 各種の環境団体の研修会や学習会、交流会等の多様な活動を促進するため、公共施設の活用・開放を進めます。</li> </ul>                                                      |

### ② 環境教育・講座の推進

| 具体的な取組           | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育と連携した環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校などにおいて、「いみず環境チャレンジ 10 事業」(小学 4 年生対象)のほか、年齢や学習段階に応じた環境教育を推進し、体験学習を通じて、子ども達の環境への関心・理解を高めます。</li> <li>・ 地域と学校とが連携して、環境教育の充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                |
| 年齢階層に応じた環境教育の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもから大人まで、市民の年齢に応じた多彩な学習の機会・内容の充実を図ります。</li> <li>・ 連続講座や出前講座により、環境学習の機会を増やします。また、学習成果を実践に移していく実践型の学習の充実を図ります。</li> <li>・ 環境フェアを通して、環境保全意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 海王丸パーク、太閤山ランド、新港の森等の大規模公園の豊かな自然環境を活用して、自然の中で行う学習やレクリエーションの機会を充実します。</li> </ul> |
| 事業所等における環境教育の促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等における従業員向けの環境教育を促進します。出前講座等による支援に努めます。</li> <li>・ 事業者に対して、環境フェアへの参加・出展を呼びかけます。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 市民主体の取組に対する支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が主体となって行う環境学習会や見学会などの取組みを支援します。</li> <li>・ 環境教育を推進するうえで必要となる情報を提供します。</li> </ul>                                                                                                                                                           |

| 具体的な取組    | 内容等                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境イベントの開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の良好な自然をアピールし、ふれてもらう機会を増やすため、自然観察会等の環境イベントの拡充を図ります。</li> <li>・海王丸パーク、太閤山ランドをはじめ、周辺のレクリエーション施設との連携を進め、良好な環境を活かした観光交流の取組を促進します。</li> </ul> |

## 2. 環境保全活動の推進

### 現状と課題

- ・本市では、六渡寺、海老江、本江で、海岸の一斉清掃を毎年実施しています。海岸部の市民だけでなく内陸部の市民も含めた全市的な活動として定着しています。
- ・また、道路や公園等の公共空間の美化清掃をボランティアで行っている個人・団体・企業を支援するアダプト・プログラム事業を実施しており、平成 28 年度時点で 60 団体が登録されています。その他、事業者が主体となった美化活動（クリーン作戦活動）も数多く取り組まれています。
- ・行政、市民、団体、企業等が連携した環境保全活動を更に推進していくことが望めます。そのためにも、環境保全活動に取り組む団体等の育成に努めていく必要があります。
- ・環境マネジメントシステムの導入を目指す事業所も増えており、エコアクション 21 の平成 28 年度時点の認証取得事業所数は 14 事業所となっています。

### 取組の方針

- 市民や事業所による主体的な環境保全活動や美化活動の取組を促進します。

#### 【市民の取組】

- アダプト・プログラムに参画します。
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参画します。

#### 【事業者の取組】

- アダプト・プログラムに参画します。
- ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取得・認証に取り組みます。）
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参画・協力します。

## 【市の取組】

### ① 環境美化活動の推進

| 具体的な取組                 | 内容等                                                                                                                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援 | ・ アダプト・プログラム等により、市民や事業者と市が協働して道路や公園等の清掃活動を推進します。<br>・ 地域における一斉清掃などの活動を推進します。<br>・ 市民や事業者、学校、各種団体による環境美化活動への支援を行います。 |

### ② 事業者における環境保全に係る取組の促進

| 具体的な取組            | 内容等                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者の環境マネジメント導入の支援 | ・ 国際規格である環境 ISO や環境省が推進するエコアクション 21 の認証取得を推奨し、環境経営を促進します。認証取得に向けた支援の強化を図ります。<br>・ 認証取得が事業活動においてもメリットとなる仕組みの検討を進めます。 |

## 3. 協働・連携の推進体制の構築

### 現状と課題

- ・ 本市においては、地域の既存組織や環境関連 NPO 等が連携し、市民等が主体となった里山保全や森づくり等の環境活動が進められています。引き続き、市民主体の取組を促進していくとともに、各種団体の連携を高めていく、主体的な取組を促進していく仕組みの整備が必要となっています。

### 取組の方針

- 市民や事業所による主体的な取組みを支援します。
- 各主体間の協力・連携を促す体制の整備を進めます。
- 環境に係る人材の育成・発掘、活動の育成を図ります。
- 国、県、周辺市町村との協力・連携の体制強化を図ります。

## 【市民の取組】

- 自分の住む街に愛着を持ち、地域が主体となった環境保全活動に取り組みます。
- 日頃から環境に関心を持ち、情報収集に努めながら、正しい知識を身に付け、実践していきます。
- NPO やボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や事業者と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

## 【事業者の取組】

- 地域社会の一員として、地域の環境保全活動に参画します。
- 日頃から、環境法令制度等の情報収集に努めます。
- 市の支援を活用するなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- NPO やボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や市民（団体）と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

## 【市の取組】

### ① 環境人材の育成

| 具体的な取組         | 内容等                                  |
|----------------|--------------------------------------|
| 推進役となる人材の育成・発掘 | ・ 環境教育や環境学習の推進役となる人材の育成・発掘を進めます。     |
| 活動団体の支援        | ・ 市民や関係団体等が主体となった環境保全活動への支援の充実を図ります。 |

### ② 各種団体との連携・協力の促進

| 具体的な取組     | 内容等                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連携・協働体制の構築 | ・ 市民、事業者及び市が対等な立場で連携し、環境問題に取り組む体制を構築します。<br>・ NPO やボランティア団体などの市民団体が互いに補完的役割を担いながら協力して活動できるネットワークの構築を推進します。<br>・ 各種団体の交流促進や市民・地域と団体を繋ぐコーディネート等の機能を有する体制の整備を検討します。<br>・ 環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。 |
| 産学官の連携促進   | ・ 環境の保全・活用のための新たな技術や社会システムの研究開発等を推進するため、産・学・官それぞれの専門性を活かした連携を強化していきます。また、最新の環境保全技術の普及・啓発や人材育成、環境ビジネスによる産業振興等に結び付けていきます。                                                                                                        |
| 周辺都市との連携促進 | ・ 大気や水質等の環境観測の他、河川ごみ（内陸ごみ）による海岸漂着ごみの改善対策等については、市域を超えた取組が必要となることから、国・県との情報交換や、周辺都市との協力・連携の体制を強化していきます。                                                                                                                          |

## 第4章 計画の推進と進行管理

### 第1節 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けては、市、事業者及び市民の各主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働に基づき、本計画に示した取組を効果的に推進していくことが重要です。そのための推進体制は、以下のとおりです。

#### ① 射水市環境審議会

環境審議会は、条例第25条に基づき設置し、学識経験者、関係機関の職員及び市長が必要と認める者で構成され、市長の諮問に応じ、環境基本計画をはじめ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。

#### ② 環境調整会議（仮称）

環境調整会議（仮称）は、庁内関係各課で組織され、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

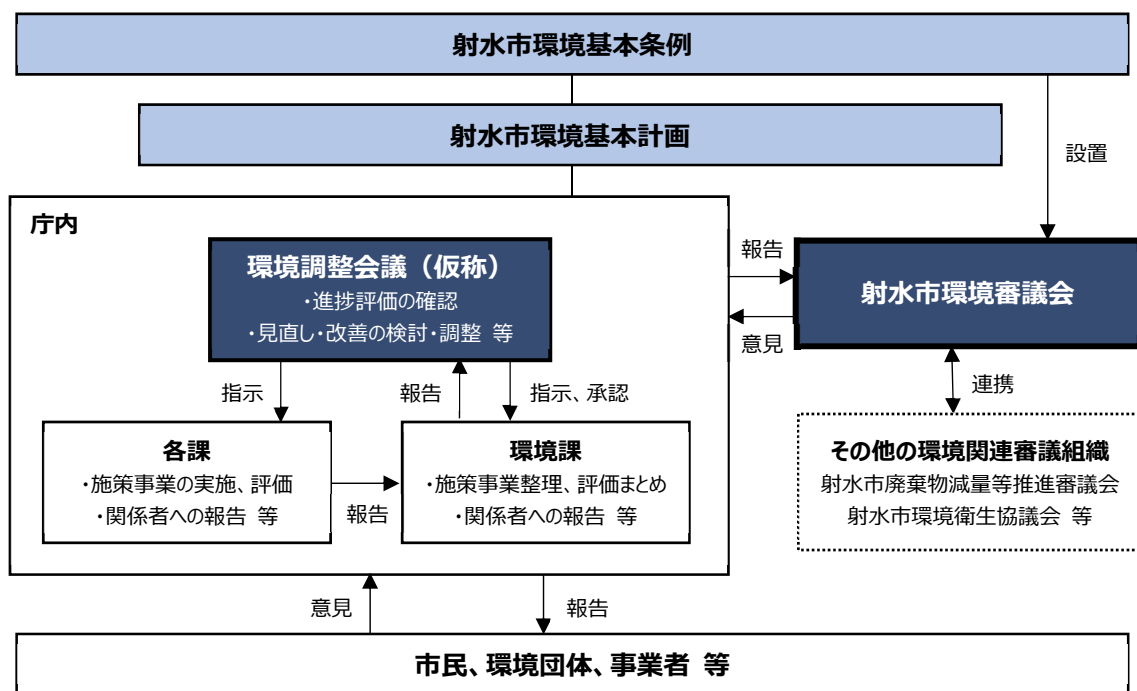


図 推進体制

## 第2節 計画の進行管理・見直し

本計画を確実に実行していくためには、定期的に計画の進捗状況を把握・検証するなど、計画の進行管理が重要となります。環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクルにより、施策の点検・評価、必要な改善、計画の見直しを図っていきます。

個別の施策や取組については、毎年、進捗状況の把握・検証、改善策の検討を実施していくこととし、施策体系や数値目標を含めた計画全般については、計画期間の中間 5 年をめぐり、それまでの個別施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを図っていくこととします。

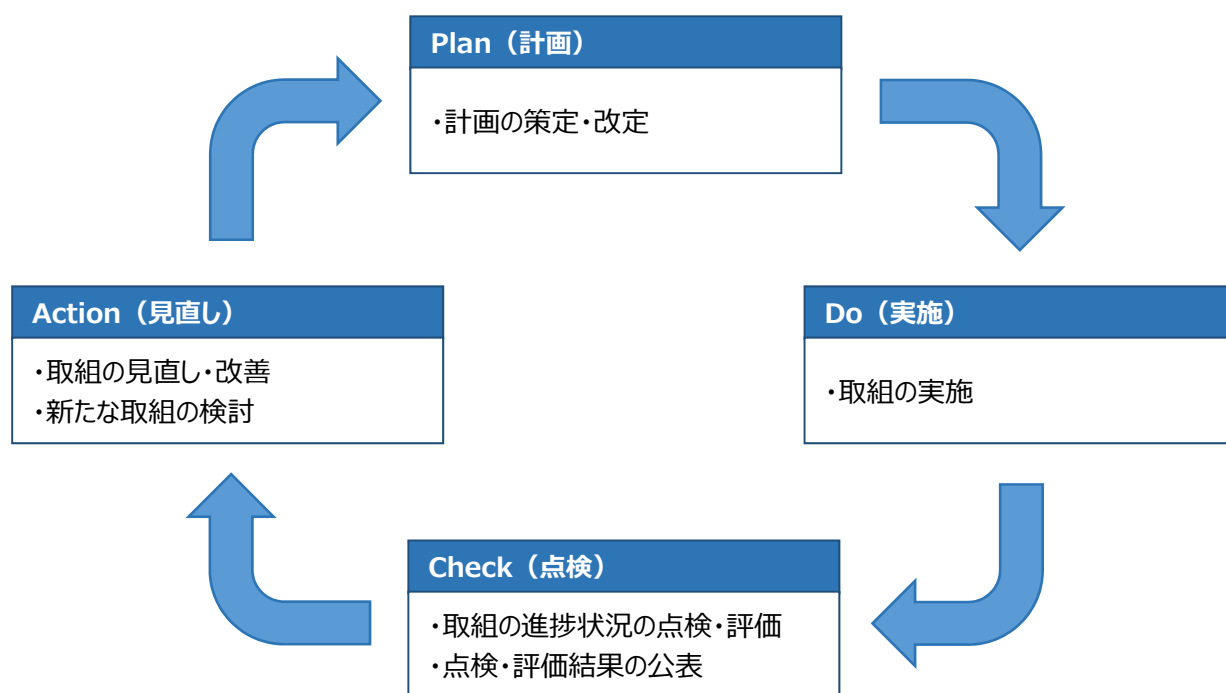


図 進行管理体制図 (PDCA サイクル)

## 第3節 計画の進捗状況等の公表

条例第 9 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況や点検・評価の結果について、本計画の進捗状況として整理を行い、市広報紙や市ホームページを利用して公表することとします。